

No. 3988

刑 政

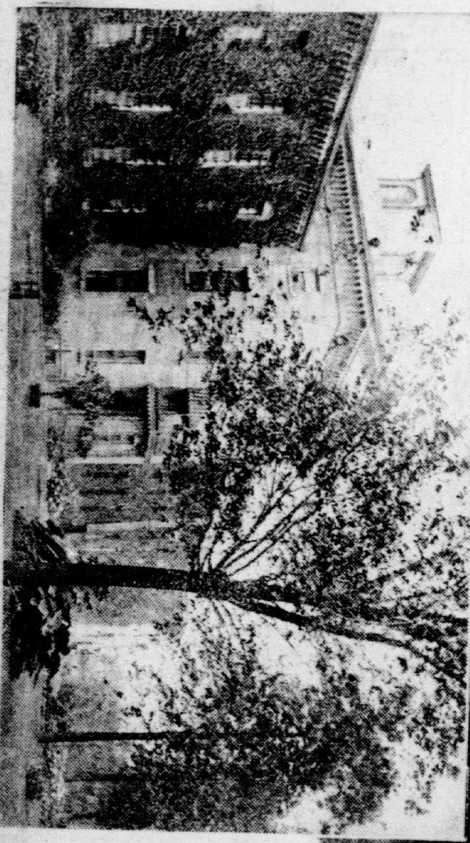
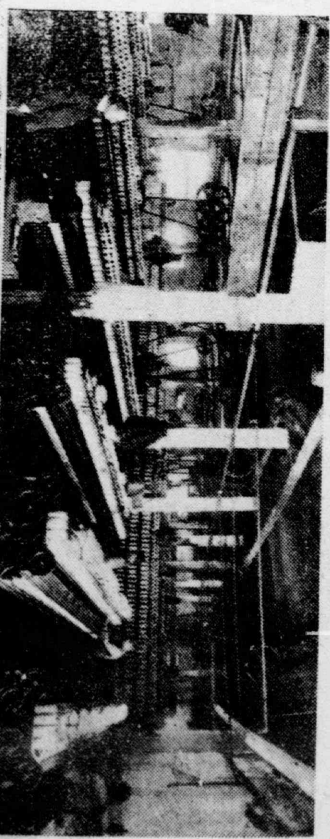
刑 務 協 會 發 行

第 七 號 第 六 卷

刑 政 前 號 目 次

刑務官の使命.....	正 木 亮
岡野司法大臣訓示要旨	
ロシア監獄法規新草案に現はれたる自由刑執行の變遷.....	正 木 亮
陪審と誤判.....	判 事 垂 水 克 巳
警務の緊張性と放慢性.....	豐 多 摩 寺 崎 勝 治
指紋法に就いて.....	藤 井 藤 藏
歐洲大陸に於ける刑務作業の變遷に就いて.....	十 字 街 生
婦人と刑務改良事業	
圖書運用の方法に就いて.....	教 誨 師 小 原 靜 乘
受刑者に印せし活動寫眞の反響	
地震と噴火の話.....	東 京 帝 國 大 學 教 授 大 森 房 吉
理 學 博 士	
行刑統計	
叙任——訓令通牒——彙報——會報	

(上)クラリント刑務所總工場
クラリント刑務所は經費の北方三百
十三哩を距つるダブノホワラに在り。
第三類者(重罪第二犯以上の者)及脚
刑患者全部を收容す。此圖は同刑務所
の總工場である。



(下)オーバーン婦人刑務所
紐育州立にして唯一の懲罰刑務所であ
る。内部の設備は完備し建築も亦最近
のものにかゝる。男監の後方に在す。
向つて左に見ゆる監を掩ふものは廊で
ある。



刑 務 官 の 公 正

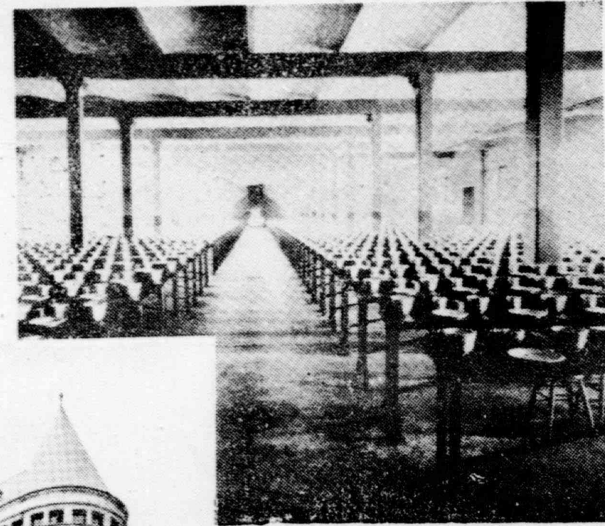
謂ふまでもなく裁判と同じ様に行刑も亦公正でなければならぬ。刑務官の職務はその性質上行政の範囲に属するも、その實質はどこまでも裁判と終始しなければならぬ、換言すれば裁判の公正と行刑の公正とは不可分の關係に立たねばならぬ。

吾々は感情に左右され乍ら己が仕事を盡して行く様に生れ付いて居る。その天性を制禦すると否かは行刑の公正を譲はると否とに分るところである。不定期刑を排斥する學者が刑務官にその人を得ることが難いとの理由を擧げて居るが、その人とは即ち感情に壓され勝ちな刑務官の多いことを意味するものである。

近頃の受刑者には身分ある者、學識ある者等各種の階級を網羅するに至つて居る。而して吾々が感情や僻見を極めて冷靜に制禦して行かなければ行刑も亦社會の階級闘争の渦中に巻き込まれて刑罰の執行は社會防衛の目的を達せられざるに至るであらう。

茲に於て刑務官たるものは常にその感情や僻見を抑へて受刑者の地位や名譽を考察することなくその個性を觀察し、刑罰の眞正なる擁護者たることに努めねばならぬ。即ち裁判官と同じ立場に立つて行くことは、自分の責務であるといふ觀念を持つことを忘れてはならぬ。

(上) シンシング刑務所の食堂



(中) 紐育市マンハッタン刑務所(通常トン刑務所と稱す)マンハッタン刑務所は紐育市立拘留監三箇の申最大のものである。向つて右に架せる橋廊下で以て刑事裁判所に連絡してゐる。



(下) オーバン刑務所椅子工場
オーバン刑務所は紐育市西方三百十六哩を距る地にありて行刑史上オーバン制度、及び自治制度を初めて施行されて有名である工場は全部動力を用ふ。



刑 政 第三十六卷第七卷目次

行刑の公正……………(冠頭言)
(口 繪)

◇
獨居拘禁の寬嚴論……………正木 亮(四)

少年の監護教養と獨逸の少年福利法……………大原 昇(二)

陪審と誤判……………垂水 克己(一九)

◇
監獄學の研究……………佐々木英夫(三)

保健技師として……………山口 甚一(三五)

圖書進用の方法に就て……………尾原 靜乘(六)

受刑者の朝食時に就て……………井上 謙敬(四)

作業訓練の副産物……………(四)

受刑者に印せし雜誌『人』の反響……………(四三)

海外時報(ルイジアナの高級刑務所、新しい典獄、ラーベルランの刑務改良)……………(四七)

地震と噴火の話……………理學博士 大森 房吉(五)

常識の泉……………行刑統計……………(六)

叙任——勅令 訓令通牒——彙報——會報



獨居拘禁の寬嚴論

正木 亮

(一)

獨居拘禁が寬和的執行と峻嚴的執行の何れによるべきかは學者の研究題材の一つである。寬和的執行とは受刑者を獨居に拘禁するに當り、只その居房を分離し、他の受刑者との交通を嚴禁するに止り、教誨、教育、運動、入浴、接見、診療等已むを得ざる場合は之を雜居せしむることが出来る執行方法を意味するものであつて、峻嚴的執行とは教場、教誨堂、運動場等の如きも嚴重に區別し、分隔の趣旨を徹底せしむる執行方法を意味するものである。夫の豊多摩刑務所に設備せられてある教誨堂の函狀坐席、巢鴨其の他の刑務所で見ると煉瓦造りの扇形運動場は即ち獨居拘禁の峻嚴的執行に基くものである。

我が監獄法施行規則第二十三條は「獨居拘禁ニ付セラレタル者ハ他ノ在監者ト交通ヲ遮斷シ召喚、運動、入浴、接見、教誨、診療又ハ己ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外常ニ一房ノ内ニ獨居セシムヘシ」と規定して居る。此の規定は我が監獄法が寬和的執行を採用して居るものであるとの解釋をなす學者があるが、余は此の規定は峻嚴的執行を原則とする我が監獄法の例外規定であるとの反對解釋を試みるのである。何となれば、同規則第八十一條には「病監又は獨居監房ニ拘禁スル受刑者及ヒ刑事被告人ニハ其居所ニ就キ教誨ヲナス可シ」とありて、教誨が峻嚴的執行の形式によるべきことは同條が教誨執行方法の原則を規定して居るものと見て誤りが無い。又同第九九條の「獨居拘禁ニ付セラレタル者疾病ニ罹リタルトキハ病監ニ移ス必要アル場合ヲ除ク外其監房ニ於テ治療セシム病監ニ移シタルトキハ成ル可ク病監内ノ獨居監房に拘禁ス可シ」との規定は例令受刑者が疾病に罹りたる場合と雖も嚴格に他の受刑者と雜居することを避けしめようとする法意であることは疑のないところである。従て、余は監獄法施行規則第二十三條の規定は下の如く解釋し、我が監獄法は峻嚴的執行方法によるものであると斷定し度い、即ち「獨居拘禁ニ付セラレタル者ハ他ノ在監者ト交通ヲ遮斷シ常ニ一房の内に獨居セシムベシ。但召喚、運場、入浴、接見、教誨、診療又ハ己ムコトヲ得サル場合ハ此限ニ在ラス」と

一、小河博士、監獄法講義一四一頁

一體、獨居拘禁の執行方法は我が監獄法の採用するが如き峻嚴的執行を原則として起つたものであるか、果、寬和的執行を原則として起つたものであるかは沿革を調べることがある。

余の沿革上の觀察は獨居拘禁が峻嚴的執行を目的として起つたことを否定することが出来ない、夫のクエーカーが恰度日本の禪宗の宗旨と同じ様に人に會はず、物も言はず、手を合はせて只管沈思默考を事とするにあるは自己以外の者の折衝は絶対に避けるにあるのである。而して之に基いて出來た獨居拘禁の元祖ペンシルヴァニア制が峻嚴的執行であることは到底否定を許さない。

されど、この峻嚴的執行は直ちにオーバン制に裏切られたのであつた。峻嚴的執行の黄金時代が僅かに二三十年に過ぎなかつたことはその執行方法が時代に共鳴しなかつた結果に他ならないのである。刑罰の執行が社會の防衛の爲めに行はるるならば少くとも社會の多數の人の趣旨に共鳴することを必要とするであらう。その共鳴のない執行は直ちに失敗に歸するものである。嘗てフランスのペルサイユ監獄が暴徒の襲撃を受けたのもフランスが刑罰執行に社會人の要求以上に慘忍であつたことを物語る一つの證據である。暴徒の手こそ借りなかつたがペンシルヴァニア黨がオーバン黨の爲めに一敗血にまみれたのも結局ペンシルヴァニア黨が峻嚴的執行といふ社會人心と共鳴せざる方法を用ゐた結果とい

獨居拘禁の寬嚴論

はねばならぬ。

此の沿革は獨居拘禁の執行方法が嚴峻の執行より寬和的執行に變遷した一の歴史であると同時に峻嚴的執行の立法上排斥すべきものであることを示すものであるといはねばならぬ。

(二)

獨居拘禁は決して懲罰手段ではない。その目的が精神的改善にある事は既に余の論じたる所であるが更にパウル、ハイルボーンは獨居拘禁は拘禁者が自己責任 (Selbstverantwortung) を感じて改悔するに至ることを目的とするものであるといつて居る。然らばその執行方法も更に一歩進んで精神的改善の目的を達し、自己責任を感じるに利益あるならば敢て執行方法を峻嚴にする必要はあるまい。

寬和的執行論者であるクルト、エンゲルは此ういつて居る「なるほど獨居拘禁はペンシルヴァニア制に基いて居るものだ、されど散歩場や教誨堂の函狀坐席 (Zelle) の様なものは止めたがよからう、雜居して居れば禮拜が受刑者の心情に印象を與へるに拘はらず此んなものがあれば通信をやつてみたいといふ氣持ちを起して受刑者をして通信を企てるようにそそのめるものだ」。余は此の觀察の全部をとるものではないが或一部は信用し度い、何故ならば獨居の中で本も讀めず、手紙もかけない所謂峻嚴的執行を受けた或る外國の受刑者の獄中記に仕事がないので隣の房の男と暗號を工夫してその日その日の出来ごととはみんな知ることが出来たといふ記事はエンゲルの主張と符節を合すところがあるからである。常に執行に従事して居る刑務官はよく實驗するであらうが、分限が嚴しくなればなる程、その男はきつと情疑心が増して來るものである。而してその情疑心は改善と相容るるを許さない心理的の不良分子である。

以上の如き矛盾する場合即ち峻嚴的執行によれば受刑者の不良心を誘發し、寬和的執行によれば自由拘束力が減殺されるといふ二つの場合に吾々は何れによるべきかを思はねば成ぬ。而して自由刑執行の目的が改善なりとの一綱領によ

つて活動すべき刑務官は此の場合寬和的執行によるべしと主張するであらうといふことは余の毫も疑はざるところである。何故我が監獄法は峻嚴的執行を原則とし寬和的執行を例外として進んだのであらう。

(C) 拙者「獨居拘禁の目的」行政第三十六卷第五號 Dr. Paul Heilmann, Die kurze Freiheitsstrafe S. 21.

(III) Kurlt Engel, Der progressive Strafvollzug S. 16.

クルト、エンゲルは「面接といふものは分限の性質を害するものではないのだ、何故なら受刑者は彼れ自身が隔離されて居ればよいのである。だから刑罰強制の意識を害しさへしなければ教育にたづさわりの改善をこととする様な團體の面接は願はしいことである。一體現代社會の缺陷は教育の差異が激しいところにあるのだ、そして犯罪は多く無教育な下層社會から出て來る、彼に共同生活の意識がなかつたり、上級社會の人と結合する事が必要だといふ意識が缺けて居るから犯罪をする様になるのだから、此んな缺陷を補ふに足る様な教育者流には大に面接してもらふ方がいゝ」といふ様なことをいつて居る。實際社會に於ける種々な迂曲曲折した出來ごとが犯罪とどれだけの關係を有して居るか、教育と犯罪との關係がどの程度に結び付いて居るか、又犯罪の原因がどれだけに分かれるかを研究する餘裕を持たぬ教誨師や教師のみが、而も毎日同じ題材で慰問しても受刑者は印象の感受性をまひされるのみであらう。受刑者が教誨師を「郵便屋」とあざなする事ありとすれば彼等は教誨師が自分達に與へるいゝ印象は親屬故舊よりの親しき書信を取次いで呉れぬに過ぎぬといふ言葉をうまくいひ表はしたに過ぎぬと見てよからう。

茲に於て余は一層エンゲルの此の觀察に共鳴せざるを得ない。受刑者の改善に必要な者は常に新鮮なる印象である。クローネが言つて居る獨居拘禁の目的とする悔悟、反省、道德的改善、刑罰の莊重及自由剝奪の意識もエンゲルの言ふが如き寬和的執行によるならば如何にその目的がよく達せらるるか吾人の疑はないところである。而してその爲めに雜居拘禁によるが如き職業犯罪の感染や不良分子との隔離の目的が障げられないことは明瞭に肯定することが出来るで

あらう。

(四) Kurt Ingol, a. a. O. S. 17.

(五) Krahn, Lehrbuch der Gefängniskunde S. 247 ff.

クリーグスマンが十八世紀前半の獨逸の刑務所の改良を評して獨居が懲罰手段としてのみ役をするものであつて感化的刑罰執行の根本の形 (Grundform eines erzieherischen Strafvollzugs) と認むることが出来ぬといつて居るが獨逸の當時は獨居拘禁はベンシルヴァニアその儘のものであつた。それ故獨居拘禁の執行方法も當然峻嚴的執行であつたと見てよろしい。蓋しその事情を知らばクリーグスマンの右の批評は適當して居るものと見てよいではあるまいか。ウイルヘルム四世が獨居拘禁の適用範圍に付て初犯のもの又は犯情輕き重罪又は輕罪にて處罰を受けた者に對しては改善を主として獨居拘禁を執行すべしと命じて居ることを余は「獨居拘禁に付すと雖も改善に必要なときは寛大に取扱ふことを得」といふ意味に解釋し度いのである。

(六) Kriegsmann, Gefängniskunde S. 71.

(III)

抑も自由刑執行の發達史は如何にすれば受刑者を改善することが出来るか、設備は如何にすれば一番便利で經費がかゝらぬか、如何なる方法によれば刑罰を公平に行ふ事が出来るかといふ種々な見地に基いたものである。而して一旦刑を受けた者に對する刑務官の理想は累犯防止にあらねばなるまい。フォン、ジヒアートは刑罰執行問題は累犯豫防による犯罪闘争であると迄強くいつているがハイルボーンは之に反對し乍らも典獄の立場から見れば尤もな話だといつて之を肯定して居る。然らば執行そのものを嚴格なゆとのつかぬ只一の型に入れてゆくことは怪しからぬ話であると見なければならぬ。犯罪者を種々に分類することは雜居に於けると獨居に於けるとを問ふべきでないといつて居るクリーグス

マンの主張も結局は此の目的に一致さす考へからである。

(七) Hellorn, a. a. O. S. 66ff.

(八) Kriegsmann, a. a. O. S. 193.

受刑者が獨居拘禁に付せられたからといつて、その悉くが痛苦を感じるものでないことは實務家の常に經驗して居るところであらう。

身分ある者、學識ある者、陰鬱なもの、之等は何れも獨居拘禁を雜居拘禁よりよりよきものとするとその事である。又下級勞働者やはしやぎやは雜居拘禁をよりよきものと考へるさうである。然らば峻嚴的執行のみによることは後者への加重に過ぎまい。而してそれは精神的肉體的の加重に過ぎまい。茲に於て必要になつて來るものは寛和的執行である。何故なら寛和的執行の基本となるものは精神的改善目的を主たるものとするのであつて、その獨居を望むものたると否とに拘はらず積極的に獨居拘禁の目的を擧ぐることにその特徴が存するものであるから結局獨居拘禁による不衡平の點は之によつて調和さるるものであると謂ひ得るであらう。

尙獨居拘禁は精神力を薄弱消耗せしむるものだといふ批難や健康に害があるとの批難や獨居拘禁は囚人が自殺するに至るものだとす批難は何れも獨居拘禁の寛和的執行によつて之を或る程度まで避けることが出来るであらう。

(九) Riech, Geschichte der Rheinisch-Westfälischen Gefängnisgesellschaft S. 41.

(一〇) Paer, Hygiene des Gefängniswesens S. 171ff.

(一一) Thyren, Pätz igien S. 87.

(四)

余は以上の極めて簡單なる思索から次の如き結論に到達するのである。而してその結論がドグマであることは免れな

いにして行刑をなすに當つて此等の諸點が常に考慮せられることは行刑が綿密に周到に實行せられて居るといふ賞讃
 文は與へられるだらうと思ふ。然らばその結論とは何であるか。

イ、獨居拘が寛和的執行を本則とするは歴史的發達と社會思潮の變遷に基いたこと。

ロ、峻嚴的執行は懲罰手段にして寛和的執行は改善手段なること。

ハ、寛和的執行は受刑者の改善に有效なるときは職業犯罪その他不真分子より受くる悪感化を避け得る限り居房以外の設備の使
 用面接書信の發受等々寛大にすること。

の三點に歸着する。我が監獄法施行規則第二十三條の趣旨は峻嚴的執行に外ならないことは前述した通りである。而
 して峻嚴的執行が寛和的執行に劣つて居ることも前述の通りである。

故に余の主張するところは立法者が現行監獄法の立場から脱して獨居拘禁の寛和的執行原則とする條文を制定せらる
 ることである。換言すれば獨居拘禁の執行方法は一定の原則に依つて刑務所長が自由に裁量し得べきことを希望して止
 まないのである。

少年の監護教養と獨逸の少年福利法

大 原 昇

少年は次の時代を形成すべき人生の蕾である。彼等の將來には、希望が輝いて居ると共に重い責任が懸て居る。彼
 等を受護し、教養し、其の心神の健全なる發育を助成し、以て他日國家有用の材幹となすのは、正に來るべき者に對す
 る吾人が當然の責務である。然し、四圍の環境に支配されやすく、兎もすれば、外界の誘惑に陥りやすきが、彼等少
 年の常である。之を教養し、監護し、矯正し、救済するの緊要であり、今日特に之を急務とするは、既に多言を要せざる
 ところである。事實、今日まで、少年にして遺棄せられ、必要なる保護を與へられず、適當なる教育を受けず、市中の
 間に浮浪轉々して悪友と交遊し、不道德に狃れ自ら不良行爲を有し遂には進んで犯罪を犯し、又犯さんとするに至り、
 長じて益々社會に害毒を及ぼし、甚しく世の脅威となつたものが、如何に夥しかつたか。之を最近の刑事統計に徴す
 るに、大正十年に於ける第一審有罪刑法犯人總數八〇、四四八人中十四歳以上二十歳未満の者の數は四、一九二人であ
 つて、總數の五、二プロセントに當て居る、而も之等少年犯人の犯したる犯罪を罪質の上より區別すれば、國家及公の
 秩序に對する犯罪を犯したるものが、總數の中一、五九六人の多數を占めて居るのである。此の外、同年中に、起訴猶豫
 又は釋放處分を受けたる少年犯人の數二、一九九人あり、即ち尙罪を宣告せられたるものゝ外約之に五倍する犯罪又は
 犯罪的少年の存することを知るのである。殊に近時に於ける經濟上の苦痛は、親をして、益々少年に適當なる教育を受

けしむるの困難を感じしむるは勿論、少年の生育に必要な十分の保護監督を與ふることすら甚しく困難ならしめて居る。適當なる教育と、必要な監督とを與へられざる少年の陥りやすき徑路が、放縱無頼の生活にあるは、元より當然のことであり、斯く遺棄せられ、放置せられ放縱無頼の生活に馴致せられたる少年が、自ら犯罪的傾向を帯ぶるに至るべきは、餘りに當然すぎる程の過程と言はなければならぬ、世界大戰以來、最も其の慘苦を嘗めたる歐羅巴に於て、不良少年の激増したるは、既に衆知の事實であり、吾國に於いても、將來經濟苦の甚大となると共に不良少年の問題は、一層深慮を要するものと思はれるのである。

然し乍ら「世に不良少年なるもの無し。唯之をして不良ならしめたる事情あるのみ。之必しも、ミュンステルベルヒの語を借りるまでも無く明かなところである。不幸にして、既に如斯き事情に陥りたる少年あれば、速に、其の渦中より之を救済すべく、若し將に陥らんとするものあれば、之を防護すべく、否少年をして、如斯き事情に陥らざるが如く不斷に之を教養監護するを要とするのである。故に少年若し罰せらるべくば、寧ろ少年を斯くならしめたる事情を問はずし、罪は少年をして如斯き境遇に陥らしめたる者にあり、彼等をして、放縱不編の生活に走らしめたる者にあり、彼等を遺棄し、放置し、敢て教養監護の途を講ぜざりしものにあるのである。誰人が、敢て少年一人にのみ罪の全部を負はしむべしと言ひ得るであらうか。少年は唯教養を監護とを求め得べき權利者を有て居るに過ぎぬのである。」

二

少年を監護教養すべき第一の責務を負ふ者は、言ふまでも無く親である。子を愛育するは、親の有する自然の至情であり、何人も親に勝りて子を受し得るもの無きが本然である。子を監護教育するは親たる人間の負ふべき當然の責務である。元より之は民法八百七十九條の規定を待て、初めて然るのでは無い。民法は、單に之を以て法律上にも親たる者の義務なりと言言して居るに過ぎないのである。然れども、事實は往々親にして子を監護せざるものあり、教育の途を盡さ

ざるものあり、之を放置し、遺棄して顧みざるもの無きに非ず、或は監護教育せんと欲するも、之を十分に爲す能はず、年少の子女を工場に送り、他家に雇入らしめ、反て之に因て彼等より生計の資を得んとするものあり、或は監護教育を爲すも、其の方法の不良不當なるもの亦無きに非ずである。況んや同じく親と言ふも、繼親あり、養親あり、嫡母あり、又子と言ふも、親を失ひたるあり、親に別れたるあり、親を知らざるものあり、之を要するに、子を監護教育すべきものもあるも、或は其の方法を盡さず、或は其方法の不適當なるあり、又は監護教育すべきもの既に存せざる場合すら稀では無いのである。

然らば、之等の場合に於ては、將して何人が親に代り、或は親の爲めに、其の子女を監護教育すべき責務を負ふて居るのであらうか。法律には後見の制度あり、事實には、里子、預子等の行はるゝあり、其他近時少年に對するの社會的福利施設の漸次企てらるゝものありと雖も、從來後見制度の十分なる効果を上ぐることは、又里子、預子等の反て諸種の弊害を伴ふことありたるは、寧ろ衆知の事實であつて、親に代る或は親の爲めの又は親以外の、或は家庭外の女子に對する監護教育の方法如何は最も考慮を要すべきものである。

思ふに年少の子女に對する監護教育の責務は、獨り其の親のみに、限られて居るべきでは無いのである。其れは社會自らも亦當然に介意すべき重要な責務で無ければならぬのである。來るべき者に對する正に吾人全體の負ふべき社會的義務でなければならぬのである。親の存するとき、既に然り、況んや、親の存せざる場合、親にして監護教育を爲さず、爲す能はず、爲すとも其の方法の不適當不十分なる場合にありては、正に社會全體が自ら進んで、年少の子女の爲めに十分にして適切な監護教育の途を講ずべき當然の責務を負ふて居ると言はなければならぬのである。其れは、國家が自ら第二の國民に對して、其の爲めに爲すべき緊要なる當然の責務で無ければならぬのである。

少年を監護教養するの重要なことは、既に述べた如くである。而も近時少年の不良化するもの、犯罪化するもの世界の何れの方向にも増加しつゝある趨勢に鑑み、殊に之を監護教育することは極めて緊要なる問題であつて、而も此の問題は、獨り一少年の問題として、單に一家庭のみに委して置くべきものに非ずして、社會全體の自ら最も留意するを要する問題たるは、亦既に述べた如くである。

謂ふまでも無く、少年の總てが不良なるにも非ず、悉くが犯罪を犯すものでも無い。唯彼等の四周に存する自然的、社會的環境が、少年をして不良癖を生ぜしめ、犯罪傾向を帯びしめるに至るのである。元より個々の少年が有する、遺傳的、心理的、生理的關係事情等の特質が斯くの如き性癖傾向を有せしむるにつき、有力なる原因を爲すのは、勿論の事である。然し、其の特質の如何を問はず、一體に、誘惑に陥りやすく、環境に支配されやすきが、一般の少年の常である、若し自然的、社會的環境にして、不良ならんか、彼等が不良行爲を爲し或は犯罪を犯すとも、元より何の不思議も無いのである。寧ろ彼等が不良行爲を爲さんとし、或は犯罪行爲を爲さんとする傾向を帯ぶるに至るのが當然と言ても、差支ないのである。

然し少年にして不幸にして、如斯き境海に陥り、誤て一度不良行爲を爲し或は犯罪を犯したるものあるときは、よく之を矯正し、再び犯行を敢てせざる如く教養監護すべきが吾人の責務である。未だ犯行を敢てせずとも、將に不良犯罪の行爲を爲さんとするものあれば、よく之を教養監護すべきである。而して單に之等の犯行少年に止らず、廣く其の他の少年に對しても、常に彼等をして、如斯き環境に陥らざる如く教養監護すべく若し不幸にして陥るとも彼等をして犯行を敢てせざる如く不斷に教養監護を加ふべきである。

即ち凡そすべての少年は皆教養保護せらるべし。其は、獨り犯罪少年、不良少年に限らないのである、元より彼等は、特別に教養監護を要とする。然し、一般普通の善良なる少年に對しても、之を教養し之を保護するの緊要なるは言ふまでも無く、總ての善良不良の少年に對し、其の保護設備を整へ、其の教養組織を元うし、其の福利を計るは最も重要な吾人の責務であるのである。

四

從來一般の少年に對する福利につきては僅かに、工場に於ける幼年工使用に關する年齢の制限又は喫煙飲酒に關する制限等の外必しも顯著なる法制なく若しそれ乳兒、幼兒、或は貧困兒、孤兒、浮浪兒、私生兒、里子、預子等の保健、保護、救濟、教養等に至つては國家的立法の完全なるもの少く、其の社會的設備は多く有志家の特志或は自治團體等の施設に委され、未だ此等に關する法制施設の完備整頓せる者を見無いのである。其他少年の教養につきては、一般に強制教育の制あり特殊の少年につき、感化院、矯正院あり、少年の審判につきては少年法の發布實施を見るに至りたるも、未だ之等を以て到底少年の監護教養に關し十分なる法的設備整へりと言ふ事は出来ないものである。況んや、此等の設備組織の間に、一定の連絡統一を缺如し、互に交錯矛盾するに於いては、其の効果を擧ぐる事の甚だ困難なるは言を待た無いのである。

吾人は、今茲に少年に對する監護教養を如何なる方法に於いて爲すを以て最も適當とするかを研究しやふとするのである。唯從來存する少年に關する各種の法規が、多く其の間に統一なく、聯絡なく又少年に對する保護教育の事業の備の間に於いても、十分の統一、聯絡に乏しきに鑑み、少年に關する一切の法規を網羅し、統一し、且少年の保護教養を任とし専ら其福利増進を職司とする統一的組織を設くるの急務に非ざるかを思ふものである。偶々千九百二十一年獨逸議會に提出せられたる獨逸國少年福利法の近時成案となり、明千九百二十四年より實施せられんとするものあり、少年の保護教養に關し稍完備せる統一的規定を設け、統一的機關に依り之を實施せんとするところあるを以て、之を左に紹介して參考の一助とせんミするのである。

五

獨逸國少年福利法は六章七十六附則二條から成立して居る。先づ章を分て

- 第一章 總 則
- 第二章 少年福利廳
- 第三章 扶養兒の保護
- 第四章 後見制度に於ける少年局の地位、營造物並に團體に依る後見
- 第五章 扶助を要する未成年者の公費扶助
- 第六章 保護監視及保護教育

として居る。

而して總則第一條に 凡そ「獨逸人たる兒童は總て身體、精神並に社會上の修養を目的とする教育を受くる權利を有する」ものとし、法律に於いて特に許されたるときには、教育を爲すべき權利者の意思に反しても、尙教育上の干渉を爲し得るものとして居る。而して、家庭に於いて、兒童の教育が履行せられないときは、少年福利廳（少年局、聯邦少年局、獨逸國少年局）が、少年の養育、保護等少年福利の増進を目的とする一切の公共救助手段を行ふものと定めて居る。

而して第二章に一般に少年の保護、養育等其の福利を増進せしむる一切の必要手段を講ずべき職責を有する少年福利廳に關する規定を設けて居る。少年福利廳を（一）少年局 （二）聯邦少年局 （三）獨逸國少年局より成立して居る。

（一）少年局 は其の職務として扶養兒の保護、後見制度に關する協力、未成年者の保護、少年裁判に關する補助少年労働者の労働監督に對する協力、戦死者の孤兒、戦時負傷者の兒童救護に對する協力、警察官署、殊に豫防留置を目的とする收容に對する少年救助の協力を掌り其外少年に關する事件の相談、出産前後の母體の保護、乳兒幼兒學齡兒童に對する教育以外の福利並に義務教育を終了したる少年に對する福利施設の獎勵、助長、又は創設を掌て居る、而して少年局は公の機關であつて市町村又は市町村組合の制度とし其組織、手續は、聯邦の法規に基き管轄

自治團體の條例に依て定められることゝなつて居る。

（二）聯邦少年局 は、少年局に於いて執行する職務の統一を確保し且事務を援助せしむるために聯邦に依て設置される其の組織、手續は聯邦法に依て定められる。而して其の職務としては、管内少年局の事務の統一を圖るため共通の準則を設け、其他適當の方法を講ずること、少年局の合議に應じ、福利事業に關する實例を交付し、管内少年局のため共同施設を爲し、未成年者の收容に協力し、不良と爲る虞ある少年、棄兒の救護施設を統轄し、保護教育に協力し、私設保護事業、同團體の獎勵助長等を掌つて居る。

（三）獨逸國少年局 は、獨逸國政府、獨逸國少年福利評議員より構成され、少年福利に關する事業を援助し且福利事業に關する實例を蒐集し各聯邦少年局に交付し、其他之が利用方法を講ずることゝせられて居る。其の組織、手續及び職務範圍の細則は聯邦參議院の協賛を経て別に規定されることゝなつて居る。

第三章には扶養兒の保護を規定して居る。「扶養兒とは十四歳以下の兒童にして引續き若は一日中一定の時間内常に他人の保育に係る者を謂ひ」扶養兒を扶養するに付ては少年局の許可を要する。扶養兒は、少年局の監視をうける。母と家と同じくする私生兒も同様である。要するに本章の規定は、主として所謂預り子、貴子、里子等に關する保護の規定である。而して此の章の規定に違反したきは、千マルク以下の罰金又は拘留或は三月以下の禁錮に處せられる。

少年局は、第四章の規定に依り、職權を以て、又は法定の理由あるときは、或は任命に依て自ら少年の後見人となる。少年局が職權を以て後見人となつたときは、後見事務は少年局の構成員吏員が執行する。法律の規定に依て少年局が後見人となる場合は、私生兒出生の場合である。即ち私生子の出生と共に、出生地の少年局が其の後見人となる。又適當の後見人無き特定の場合には少年局が自らを後見人に任命することが出来る。

第五章に於いては、私生子、孤兒、等扶助の必要ある未成年者に對し、公費を以て教育、就職資格の養成其他生活資

料の給與、疾病の看護、埋葬を爲すべきことを規定して居る。

第六章は保護監視及保護教育に關する規定である。保護監視は、未成年者の身體、精神或は道德上の不良化を防止する爲めに、後見裁判所が職權又は少年局、父母等の申立を以て命ずる。保護教育は不良化の防止又は其の排除を目的として、公共監視の下に公費を以て、適當なる家庭或は教育所に委託して行ふ。保護教育は、後見裁判所が職權又は少年局の申立に依て決定する。

以上非常に簡單に少年福利法の概略を擧げたに過ぎないが、要するに、之に依て、少年保護に關する一切の事業を統一せんとするものであり、又一切の運動を組織的に統合せんとするものである。従つて其の實施に因て少年の保護は、一層徹底的となり、有力となり、其の範圍を擴張することが出来るのである。唯少年犯罪者に對する審判の手續に付いては別に少年裁判所法の規定を設けて居る。而も少年犯罪者に對しては、教育處分を以て十分なりと爲すときには罪を科せざるものとし、尙之を科すべき場合に於いても、其の罪を輕減すべきものとして居る。

六

之を要するに、少年は保護すべく、教養すべし。其は彼等の社會に對して請求し得る權利であり、社會の彼に對して正に爲すべき當然の責務である。唯近時少年問題の社會一般の注意を喚起せるに當り、將來此の種の事業の、公私共に益々増大すべきを思ひ、之を統一し、之を聯絡する系統的法制の整頓と、組織的設備の完備とは、吾人の最も希望し、理想とするところである。元より其業の至難なるは言を待たざるところではあるが、唯切に其の實現を近き將來に期待してやまないのである。

陪審と誤判 (承前)

五

垂水克己

英國陪審制度の特徴の一つとして、被告人に對し有罪の評決を下すには必ず陪審員全員(名十二)の意見が一致することを要する。蓋し被告人の有罪たることには一人の異議を唱ふるものなからしめんとの嚴正なる趣旨に外ならぬ。その代りに此陪審による有罪の裁判に對しては、幾世紀の間上訴は許されなかつたのである、すなはち「若し斯かる裁判にしてなほ過誤あるを免れないとするならばそれは最早人力を以てしては到底奈何ともし難き不可抗力である」との考が英國人の頭を支配し來つたのであつた。

然し時代の推移と二十世紀の劈頭に於ける前述 Adolf Beck 及び George Eliza 兩疑獄事件の突發とは流石に保守的なる英國人をして遂に陪審の裁判に對し控訴を許すの制度を採用するに至らしめた一九〇七年の刑事控訴法(エドワード第七世十三號) The Criminal Appeal Act (7 Edw. ch. 37) 即ち是れである。(B. Mendelssohn, G. Alexander 前掲 Kenny, Outlines of Criminal Law)

註一 刑事控訴法は一九〇八年四月十八日より施行せられた。全英國に對し刑事控訴院 Criminal Court of Appeal が唯だ一つある。そして(一)純法律問題に就ては無條件に第一審(陪審)判決に對し控訴が出来る(二)其他の場合には(a)事件が控訴に適當すること原審判事が證明したるとき若くは(b)控訴院自身より特別許可ありたるに限り之を爲し得る。控訴

陪審と誤判

院に於ては陪審を付せず裁判官のみの審理に依り裁判をする。

控訴法實施と共に忽ち陪審裁判に對し控訴が起つた。一九〇八年五月十八日より翌一九〇九年七月三十日まで期間に

- 1、控訴許可の申請を却下したるもの二六九件
- 2、控訴を却下したるもの一二九件

あつたと同時に、

- 3、控訴院に於て刑を減輕したるもの二九件
- 4、二九件控訴院に於て原判決を取消したるもの三三件

であつた。問題となるは此最後の三十三件であるが吾々は此内に特に注意すべき二群の事件があるのを發見する——

其一は大多數の通常の種類の控訴である、即ち判事又は陪審員が事實を誤認したるもの (nova report)

其二は原審判決は判決當時としては正常であつたが後に至り新證據が現はれたるもの (Criminal Appeal Report. 39) ことは何人と雖も容易

右の一に屬する事件が其後も實に驚ろくべき多數に達してゐる (Criminal Appeal Report. 39) ことは何人と雖も容易に首肯出來やう。此種の事件の特徴を擧げるならば概ね判事及陪審員が犯罪に對する直感に基き嚴密なる證據なくして有罪の判決を下したることである。被告人は前科があるとか若しくは疑はしき人物であることである、被告人は他の正犯者と同類であるとか親交があるとか若しくは犯行のすぐ前又は後に正犯者と一緒居たと云ふが如き場合である。被告人は判り切つた遁辭を設ける者だと思はれて終ふ。一言にして云へば情況裁判——臆測判決 condemnation by circumstances. Wahrheitsliebkaiserei である。刑事控訴院は忌憚なく是等多數の情況裁判を取消した。

控訴院はメーソン事件の判決理由中に於て斯う云つてゐる——

『若し吾人が被告人が其事を遣つたのかも知れないと思ふならば、吾人は彼が之を爲したのであると云ふ事實を嚴正

に立證すべき事實ありや否やを再三再四點檢せねばならない。第一審裁判所は裁判所より見れば『被告の罪責は頗るに書いてあると云ふ様な事件でも其頭に書かれた無形の文字を訴訟法上證據法上の文字に直して之を記録に記入すべきものである』云云。

前述三十三件の内の第二の群は第一審判決以後に新しい證據が現はれたと云ふ事件ですなはち左の五件である。
 (1)「ロウス」M. Laws 事件(一九〇八年五月)或夫婦が夜一時前に家路を急いでゐた。數多の盜賊が彼等二人を街上に襲つた。第二審裁判は「ロウス」をも其盜賊の一人なりと認定した。其婦人も他の證人も宣誓の上被告人が確かに其際其場に居合せたと斷言したのであつた。然し被告人は之を否認した。第一審判決後に至つて始めて被告人は證人として二名の警察官を提出した、其警察官は本件襲撃の當時遙かに遠い場所を彼を甚しく喧噪したる者として書留めて居たのであつた。こんなこそ眞箇の反證 alibi と謂ふべきであらう。

Lord chief Justice は判決の理由中に於て被疑者が夙く第一審に於て反證を提出しなかつたことを非難してゐる。彼は之が爲めに第一審判決と控訴審の辯論との間十四日間は未決監に坐してゐなければならなかつた。

(2)「ソッオスキ」Reverdy 事件(同年七月)盜難被害者が被告人を犯人なりと言つた。被告人は其妻子と共に勸工場に入り被害者の傍に居て一足の靴を持つて行けと言ひ附けたとのことであつた。然し實際は當時被告人は妻と別居してゐたので妻は他の男と歩き廻つてゐた、否、其男こそ眞犯人らしい。第一審判決は取消された。

(3)「ヂエームス・ベトリツヂ」James Petridge 事件(同年十二月)控訴人は馬市場詐欺師團の團員にして此詐欺團は種々の名前を用ひ惡計を行つた。彼は詐欺罪に因り有罪の評決を受けた。然し後に至り一警察官の證言に依り實は其詐欺は他の團員が行つたもの一少くとも主犯は他の團員——たるこゝが判つた。ロード・チーフ・ヂャステイスは此場合事件を差戻すこゝを得ざる制度なるに嘆じて曰く『恐らくは新辯論を開けば控訴人の幫助犯たる罪責を容易に立證することが出

来るであらうが」と。

(4)「ニコルソン事件」Nicholson (一九〇九年五月二十七日) 此事件に於ては原告も原審判事も被告人は單なる従犯者に過ぎないと思つたのである。

彼は怪しげなる「宿」に通稱「アメリカ人」と云ふ或男と同棲してゐた。宿の主婦は被告の手を経て洗濯屋に二、三の麻布を届けた。二日程経つて「アメリカ人」は被告と共に洗濯屋へやつて来て麻布を持ち去り姿を晦ました。ニコルソンは洗濯物を盗んだ罪に因り有罪の評決を受けた。同じ「宿」の借家人二名の證言は次の如くであつた「其下宿で例のアメリカ人はニコルソンに「宿の主婦から洗濯物を取つて来る様に頼まれたから洗濯屋の番地を教へて呉れ」と云つてゐた、自分等はそれを目撃した」と。「ニコルソンは「アメリカ人」に道を教へて遣るために彼と一緒に洗濯屋へ行つた、然し洗濯物は一つも持たずに歸つて来た」と。既に第一審に於て此二名の證人は出頭してゐたのだが判事か書記か歸れと云はれたと見え原審では訊問されなかつた。

誰しも此事件は大丈夫だと思ひ過ぎて居たのみならずニコルソンには前科があつたから斯くは認定を誤つたのであらう。

(5)「マルヴィジ」Marvis 事件(同年六月十一日)或る全くの無辜が遂に刑事控訴院に於て救はれたと云ふ事件である。

控訴人は二名の婦人を街上に襲ひ其一人のポケットを引裂いたと云ふ罪に因り兩名より告訴せられたのであつたが彼は頑強に之を否認し問題の日時には犯罪の場所より一哩も離れたいつもの場所で蒸薯を賣つてゐたと主張した。彼は其露店を二年間持つてゐたし其前には彼の父が二十五年間其露店を持つてゐた。此事實によつて彼は救はれた近隣の人々は彼を知つてゐた。彼が有罪の判決を受けたとの報道が新聞紙に出たとき一時に八人の有志の反證證人が證言したいと申入れた。刑事控訴院は今や其八人を訊問したのである。

本件の如きは正に一大「誤判殺」Justizmord であると謂つてよい。そうして其原因を尋ねるならば刑事訴訟が餘りに敏速に失したことであつた。

(後述) (Cl. Barhordy, d. a. O. 51 ff.)

此外に「バーネー」Yenny 事件(一九〇九年四月二十六日)がある控訴人は其犯罪を行つたと認定せられた時期には監獄に在監中であつた。出獄後彼は救世軍に二日間扶養せられて後警察裁判所へ行つた。行つて始めて彼は二人の男が瀆神罪に因り告訴せられてゐることを知つたが豈圖らんや自分も二人と共に共犯者と目せられてゐることを知つた。無論他の二人は控訴人と知合の間柄に非ずと明言したが控訴人自身は彼等と知合の間柄なることを自白した。彼は懲役一年の重刑に處せられ始めて控訴した。警察官及び救世軍役人が彼の反證を立證した。原判決は取消された。

以上は控訴制度採用後の第一年(一九〇八、九年)の十四箇月間に於ける控訴の結果より觀たる陪審判決の成績である。すなはち——

四六〇件の控訴事件中

(二九件は減刑せられ)

三三件は原判決取消され、此三三件中

A、一七件は通常の誤認事件

B、六件は前掲の如き内容の重誤判事件

C、一〇件は其他の事件

——たることが知られるのである。軽度の若くは重大の實質的誤判(事實)が控訴二〇件につき一件ありと云ふ高度の誤判率と誤判の内容が前掲の如き重大惡質のものたることは洵に比較的誤判の少き吾國裁判官をして安心せしむるに足るものではなからうか。勿論右は英國刑事裁判の成績を視る材料の眞の一端に過ぎないけれども吾人は示されたる片鱗

によつてその大體の暗示を受けることが出来るのである。

第一審裁判と刑事控訴院の判決との比較は總て陪審員の事實認定と専職裁判官の事實認定との比較であつて吾人は此點に於て裁判に經驗を有し證據解釋に嚴正なる少數裁判官の判斷の方が所謂直覺的判斷を下す陪審員全員の一致せる判斷よりもより誤判の少きを知るのである。陪審員が所謂「本能的直覺」の微妙なる作用により眞實に合致せる裁判を爲す事に失敗したときは即ち情況判斷による誤判に陥るときである。斯かる意味に於て陪審と誤判とは或程度に於て不可分なる關係にあるかの如くに思はれる。

次に第一審判決と第二審判決との比較はやがて時の経過の相違である。此の故に第一審判決は判決後に於て現はれたる新證據 *Novae peritia* によつて覆へされるこゝが屢々あるのである。是れは前款の諸實例に徴しても明瞭である。

たゞ一つ特に吾人が注意を要するのは英國の訴訟に於ては現在の我國の實例とは異り、辯論(審理)の集中 *Konzentration der Verhandlung* が實行せられて居ることである。所謂辯論の集中とは公判の辯論(事實及證據の取調其他)を同時若くは連續せる數日に之を行ひ終り公判の延期、續行、辯論の更新は之を避ける(證人なども一時に)ことである。加之、英國は私人訴追主義を採るが故に檢事なく、又警察、豫審よりも公判に重きを置き萬事は公判に於て取調べ攻撃防禦、決定するが故に犯罪より公判までの手續は簡單迅速而して公判は一日若くは其後の數日を以て終了するのである。かゝる情況の下に於て證據が迅速なる判決の前までにすべて擧がり得ない可能性の多いのは亦止むを得ない所であらう。

果然、前掲(5)の「マルヴィジ」誤判事件の禍因はこゝに在つた。控訴院判事は云つた。

「剽盜が行はれたのが五月二十三日、控訴人が逮捕せられたのが二十五日、公判に付せられたのが翌二十六日。審理

判決があつたのが翌二十七日。(Birmingham Quarter Session) (年四回)斯かる迅速なる訴訟の狀況の下に於て今日出頭した證人を集めることは原判事には不可能であつたと謂はねばならぬ」と。

六

翻つて我陪審制度の構成は如何になつてゐるであらうか。先づ著しく歐米の陪審制度と異なる點は陪審の活動範圍が甚だ狭少に制限せられてゐることである。第一に陪審手續を経べき場合が少い第二に一旦開始せられたる陪審手續は稍ともすれば通常手續(無陪審)に還元せんとするの傾向を持つてゐる、第三に陪審員の評決が裁判官を拘束する力を持つてゐないことである。余は斯かる陪審制度を制限的陪審制度と呼びたい。察するに立法者は元來陪審制度が日本固有の *einheimisch-japanisch* 制度に非ざるが爲め未だ裁判干與者として洗練せられざる一般國民が果して優れたる陪審員たり得るや否やを疑問として先づは斯かる過渡期的な制度を布いたのであらう。まことに陪審制度の採用が成功なりしや否やはたゞ日本人が陪審員として優秀なりや否やの一點に係つてゐる、而も此點は陪審法の實施を待つに非ずんば之を實證することは不可能なのである。故に今一旦かゝる制限的陪審制を採用し置き其成績を見たる上或は陪審制を擴充し或は陪審制を廢止するやうにすることは極めて當を得たる訴訟改革の道程であると謂つてよい。

今や日本國民は現實に裁判の干與者として法廷に坐すべく要求せらるゝことゝなつた之が爲め何人と雖も社會及び法律、犯罪、裁判乃至刑罰に就てより、明確な觀念を把持すべく餘儀なくされた筈である。仍つて左に我が陪審法の一部を觀察して一、二點に注意を向けたいと思ふ。

すべて刑事事件は檢事の起訴によつて裁判所の公判に於て審理判決せられる。裁判官は被告人、證據を取調べた上記訴に係る犯罪事實ありや否やを認定し被告人有罪なる場合には刑法の定むる所に従つて判決を以て自由刑其他の刑罰を言渡す。而して第一審裁判所は重大なる一定の事件を陪審の評議に付する。陪審員は人民十二名を以て構成せられ

(陪審法第)裁判の審理に立會ひ取調を了つて後裁判官より事件の概要の説明、法律の説明を受けたる上犯罪構成事實の有無を諮問せられる。陪審員は密室に退き評議を爲し其結果を公判廷に於て裁判所に答申する。陪審員が被告人有罪なることを認定するには過半数の(即七人又は)意見を要する。

外國に於ては陪審員の認定——評決 Verdict, Wahspruch は裁判官を拘束する、故に被告人有罪無罪の認定は一に懸つて陪審員のみを権限内にある換言すれば裁判の中樞たる事實の判断は、専ら陪審員が之を爲すのである。然るに我憲法は人民の自由を保證する規定の一つとして第二十五條に『日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受けるの權を奪はざることなし』との規定を置いてゐる。是れ陪審法の議會に於ける討議に際して非裁判官たる陪審員に裁判を爲さしむるは憲法違反なりてふ反對説が喧しかつた所以である。故に立法者は特に此點に注意を拂つて、陪審員は決して裁判を爲すものに非ず裁判は専ら裁判官のみが之を爲すのであつて加之人民は被告人となりたる時陪審手續を辭し専ら裁判官の裁判を仰ぐことが出来ると云ふ構成を採つた。すなはち『裁判所は陪審の答申を不當と認むるときは訴訟の如何なる程度に在るを問はず事件を他の陪審の評議に付することをを得る』(九五) 裁判官の意に満たざる陪審員の実地認定は法理論より言へば百度答申せられても百度之を却下する事を得る。斯かる裁判官の優越的法律上の地位は吾人の知る限りに於ては我國に特有なる制度であらう。或學者は裁判所は陪審の答申を採擇せずして判決の言渡を爲すことが出来るとの解釋をさへ採つてゐる。(牧野、新訂刑事)次に、死刑又は無期刑に該る事件に付ては必らず又、長期三年を超ゆる有期刑に該る地方裁判所管轄事件に付ては被告人の請求ありたる場合に、陪審手續を開くのであるが(第二條)而も(一)被告人は公判に於て検事が起訴の陳述を爲すまでは何時にても陪審手續を辭し又は陪審手續の請求を取下げることが出来る(六) (二)被告人が公判又は公判準備日に於て犯罪を自白したるときは陪審手續に入るべからざるものとされてゐる。(七)

右に述べたる制度に依れば陪審員の認定が直ちに被告人有罪無罪の運命を支配するのでなく必らず裁判官が之を正當なりとし認容することを要すると共に裁判官の側に於ても自己の意見と陪審の答申とが遂に一致するのなければ判決を下し得ざる拘束を受けるが故に事實上是が一種の共同裁判制——裁判官と陪審員との間に主従優劣の關係ある——であると謂つても甚しい誤ではなからうと思ふ。(一)

(註二) 陪審の評決と裁判官の判決との間に階段的に前後の區別ある點に於ても彼の獨逸系の參審 Juristen 裁判とは勿論異つて

ゐる。此制度は廣義の陪審制度に屬するものであるが裁判官と人民とが終始共同して審理し合議し判決する。獨逸に於て

は區裁判所の單獨判事と二名の參審員とが一の參審裁判所を組織し一定の輕き犯罪を裁判する (O. V. G. § 251)

從つて我が制度によれば陪審員の陥り易い情況判断や感情判断は一旦冷靜にして嚴密なる専ら裁判官の頭腦を通過するが故に所謂誤判及び群衆の感情裁判の危険率は(裁判官が其要求せられたる固有の職能を發揮する限り)より少くせられてゐる筈である。

伊太利のカララ Carrara は陪審制度の腐敗を痛罵する一人である。彼は言ふ『刑事裁判は今日では富麗同様になりつゝある、換言すれば陪審制度は極端なる不徳に陥つてゐる。世上幾多制度上の缺陷は聰明なる立法によつて恐らくは之を救済することが出来るであらうが陪審の腐敗のみは陪審制度そのものと先天的な離れ難い因縁を持つてゐる、而して是れは裁判の公平と正義とを毒すること實に大なるものがある、陪審員は公平でない。勿論裁判官の間にも人に依つて寛嚴の差あり不公平はある然し裁判官は兎も角事件を裁判的理性に從つて判断するのみならず判事によつて寛嚴の差はあつてもそれは多くはない。老練明敏なる辯護士は或程度のプロバビリテイを以て依頼人に對する裁判の結果を豫言することが出来る。然るに陪審の場合には豫言は必らず外れる、蓋し陪審員は感情 sentiment に基いて判断するからである。然し感情程變り易いきまぐれなものはない。運命が被告に惠深く笑つて呉れたときは公判日には被告に同情ある陪

審員が偶然集つて呉れて或は被告を我身に引較べて同情を濫ぎ或は證人の證言の措信し難きを知てゐて呉れる。之に反し被告が運が悪いときは運命の風車は被告に不利な陪審員の名前を吹き出して窃盜犯ならば公判日には陪審席には財産家が集り、婦人に對する犯罪ならば娘を大切にす親達が集り被告の犯した如き犯罪を嫌忌するの餘、被告を不利に陥れる。故に辯護者は才能智識を有するよりも斯かる運命の機會を見て之に乗じ機略を用ひることが必要となるのである。余はマツサに於て或る辯護をやつたことがある。被告は白晝混雜せるレストーランに於て妻の戀人を殺したのであるが余は其日の陪審員の未婚者と既婚者とを調べ未婚者側に大いに訴ふる所があり遂に勝訴した。是れ實に陪審と離るべからざる不徳事であつて如何なる立法と雖も之を治癒し得ないのである」(E. Ferris, Criminal Sociology, p. 479)

洵にフェリの言ふが如く陪審制度は人民自由の精神に基いて樹立せられたものではあるが然し乍ら刑事裁判と言ふが如き科學上の問題として之を論ずるならば其處に民主的理想も貴族的理想も何もない。要は科學的に觀て裁判官が裁判に適するや陪審員が裁判に適するやの實證論にある。而も此點に關しては學者陪審員の能力に對して悲觀説を探り而も猶ほ陪審制度は結局之を廢止する能はずとするものが多いのである。陪審制度を正當とする理由はローゼンフェルトの指摘するが如く法律的智識ある純裁判官が社會の信望を失ふことを救ひ裁判官が不公平なる裁判を爲さざることを人民に信頼せしめ以て裁判を國民的ならしむる點にあるのであつて「裁判官が其職責を盡すの能力足らざるが爲めに陪審を附するのではない。蓋し學識經驗ある法律家は修練なき常人よりも其職責のすべてをより善く盡し得ることは自明の理であるからである」(Rosenfeld, Reichsstaatsprozess, S. 61 ff.) なほローゼンフェルトは獨逸陪審裁判所の過去六十年の經驗は餘り良き結果を齎らざなかつたことを附言してゐる。

之に由つて之を觀れば我が所謂制限的陪審制度は餘程陪審の陥り易き缺點を免れ得る様に構成されてゐる。故に陪審員と裁判官と兩年ら優秀にして良く互に調和するならばそれは世界に特異な良制度となるであらう。之に反し兩者の調得なかつたならば陪審手續の開かるゝことは稀になるか然らずんばそれは不徹底なる嫌ふべき制度と化し去るであらう。

七

終りに陪審裁判と辯論の集中と云ふことに就て考察してみやう。

我刑事訴訟は一般諸國と同じく口頭辯論主義を採用してゐるから公判に立會つた判事でなければ判決を爲すことが出来ない、途中で判事に更迭のあつた場合には公判は始より之を再施しなければならぬ。是れが法律の規定であるが實際に於ては多くは行はれず判事は前回の公判調書を読んで引續き裁判をする。故に一事件に數回判事が變つて餘り不便を感じない。従つて事件が遅延することは事實上實理の内容上大なる不便を感じしめない、實際、事件は何箇月にも亘つて審理せられることが多いのである。陪審員も勿論最後に評議をする者は公判に立會つた者でなくてはならぬ。然し公判數月に亘るときは同じ多數の陪審員が揃つて列席し得ることは困難であるから縱令餘分に補充陪審員を置くとしても公判の審理辯論はなるべく一日若しくは引續き數日中に之を終つて終はねばならぬ事實上の必要が起つて來る。蓋し陪審制度に於ける更新及同一陪審員の列席は困難であるからである。

故に陪審手續實施の曉には公判は必ずや一日若しくは引續いた數日を以て早く終つてしまふこと必定である。

今試みに或刑事事件の公判期日を檢するならば次の如くである。(東區十一年二四四三) (五號詐欺、拘留中)

起訴大正十一年十一月七日、第一回公判翌八日、第二回十二月十三日、其次は十二月二十二日、大正十二年二月五日、十六日、十三日、三月十二日、二十三日、四月二十日、五月二十八日、六月十一日、二十七日、第十二回公判七月二日となつてゐる。(多し) 同一陪審員が半年後にも揃ひ得ることは實際上保證し難いからかゝる遷延せる審理は最早陪審手續によればなくなるであらう。

見よ英國の前示「マルヴィジ」事件は極端乍ら犯罪當日より陪審を経て判決が下る日まで僅かに五日ほかかゝらなかつたではないか。又一九一四年獨逸「フランクフルト・アム・マイン」地方裁判所に於ける「カール・ホツプフ」毒殺被告事件の記録によれば第一回公判は一月十二日午前中、第二回公判は同日午後、第三回は翌十三日午前、第四回は午後、第五回は翌十四日、第六回は十六日第七回は翌十七日(後)であつて是れも一週間ばかりつてゐない。注意すべきは公判が我國と異り孰れも引續き數日中に於てなされ所謂辯論の集中が能く行はれ口頭直接審理主義が事實上行はれてゐることである。

今誤判の點より觀察するならば餘りに早き審理は吾人が「マルヴィジ」事件に於て見たやうに無罪の反證を擧げる隙なくして有罪の判決を誤つて下す虞が全くなしと云へぬ。更に考ふるに裁判官も亦人間である故に自ら有罪的確なる心證を得ずとも陪審員が犯罪を肯定したならばそれに従つて有罪の判決を下すことが少くなからうと思ふ。一面より實際的に考ふるならば陪審は裁判官の誤判責任の解除である少くとも責任の軽減である。無辜の被告は是までならば裁判官を怨んだであらう今後陪審裁判に於ては被告は誰を怨まうか。責任者の多數存在することはやがて責任の分割即ち煙滅でなければならぬ。英國に較ぶれば有罪の認定は我國では七人以上の意見の合致を以て足りるから此點に於ては誤判の可能性が少く多しと云ふことが出来る。

遮莫、我陪審法を大觀するならば所謂陪審の特長(殊に事實の自由認定の如き)は多く之を期待することが出来ないけれども而も其弊害特に誤判乃至感情裁判は十分に免れ得る構成になつてゐる。今の處吾々は先づ是を以て満足すべきであらうと思ふ。

—完—

監獄學の研究(五)

イングランド及びウエールズの監獄狀態

佐々木英夫

目次

第二章 獄内の惡風

- 入獄料——博奕——足枷——未決監——町を替へること
- 未決囚の處分——巡回裁判所の監督書記等——典獄の管
- 區に居らぬこと——妻子——監獄の私有財産——囚人の數

(四)

未決監——ベツカリア侯 Margyis Beccaria 1738—1793) 45

其の著『犯罪及び刑罰論』(Dei Delitti e delle Pene, Essay on Crime and Punishment) の七五頁に於て『收監 (imprisonment) は只刑事被告人がひどいめに逢ないやうに審判されるまで出来る文保護する所の手段である』と信じてゐた。

(五)

町を替へること——鎖の爲めに起つた所の苦痛はクオターセツション (Quarter session 一年四回開かれる州裁判所) 及び巡回裁判所 (Assizes) が開かれる所の町を替へること増加された。それだから囚人は彼等の審問の爲め十哩又は十五哩も足枷で歩かなければならなかつた。而して時として監獄のない町では多くの男女が幾日も幾月も夜も晝も一室に閉込められてあつた。この爲め記載したよりも以上の混雜や苦痛や鋭い叫聲や怒號が起るのである。儘に囚人は馬車で運ばるべきである。さもなくば第一にクオターセツション又は巡回裁判所が開かれることになつてを町に委託するべきである。而して其の町に相當の監獄が建築せらるべきである。

(六)

未決囚の處分——未決囚の處分は二三の國では年に只一回あるばかりである。此の恤な人の不幸に向つて何等かの賠償を爲すことが出来るか、彼は審問の前殆十二ヶ月も監獄に監禁されたほど苦まされたのである。そこで恐く彼は最後に其の國から罪のないことが宣告されたのである。

余が上に引用した分別のよい候爵は「自由の剝奪は懲罰であるから、出来る丈短時間の外は罪の宣告前に加へるべきではないと云ふこと」を承認した。而して罪の場合に於ても彼の主義は「罪を犯した後一層直に懲罰が加へられるのが正當であり且つ必要である」と云ふのである。此の感情は即時懲罰の利益に就て (Of the Advantage of immediate punishment) の章に於て種々の正確な注意によりて説明されてを。

甚だ稀なことではあるが未決囚の處分の一原因は若干の地方では裁判官及び其の隨行員を欺待する費用に關係がある。ハルでは七年間に只一度巡回裁判所の開かれるのを常とした。ピーコツクでは一人の殺人犯が監獄に殆ど三年間

も居たそこで彼の審問以前に主な證人が死んだ、而して犯人は放免された此の地方では今でも三年に一度巡回裁判所を持つばかりである。

(七)

巡回裁判所の監督書記官——例令放免された囚人は彼等の爲になる最近の條例(一)に依て典獄の手數料が除かれたとしても、彼等は尙同様な要求に關する問題が巡回裁判所の監督書記 (Clerks of Assize) 及び治安裁判所の監督書記 (Clerks of the Peace) によつて爲された。(二)而して彼等の無罪放免の後も數日間監獄に引留めた即ち巡回裁判所に於て、裁判官がクオターセツションに居る間は治安判事 (The Justice of peace、多くは土地の名家より任命し無給なれども名譽として就職す) が町を去つたまで紳士等が條例によつて廢止されなかつたと云ふ所の其等の手數料を得る爲に引留めた。而して尙其れに就て明白に述べられた言葉は放免された囚人は「直に一般の法廷以外におかるべし」とある。然る時は囚人に關する委託の凡ての手數料はこの條例によつて全然廢せられたものであることが明である。

該條例以來若干の巡回裁判所に於ける巡回裁判の監督書記は典獄に新しい要求を提起した、何となれば判事は無罪放免に就て證書を授けるからである。即ち最初の囚人が放免されるには六シルリングと八ペンス、而して其の他の各に向つては一シルリング、又は見ているものには二シルリングである。余は此等の紳士の若干は斯る要求を爲ないと云ふことを知つてを。それが爲される所でも若干の典獄はそれを拂ふと拒む、他のものは不平を云ふても仕方がないと諦める。余は西部巡回裁判所の監督書記がエツクスター (Exeter) サリスブリー (Salisbury) の典獄に與へた二つ

の領收證書の寫を持つてゐる。(三)

註(一) 14Th Georg. II

(II) 此の書物の終にある巡回裁判所の監督書記の手數料の表を見よ

ある國の治安裁判所の監督書記は次の如く要求する

窃盜犯 (Larceny) 及無罪放免になるもの L 170

キテラーネニー (Pety Larceny 値時十二片

以上の財物の窃盜)

L 34

ホイップドプブツクナー (Whipped publicly)

公然と鞭つたもの

L 34

私生兒なるもの (Bastardy)

0-17-4

(III) 彼等の一つは次の如くである。

“Received, April 17 5 of Mr. Sherry groler one pound eight shillings and 5 pence for his certificate emitting him to his goal for the country of Devon

“ per

X

X

X

X

X

X

“Clerk of the Assize.”

典獄は、これは二十三人の放釋囚人の分であつたと余に語つた。

余はダラム (Durham) 譯者曰はくダラムは英國北部の一洲)

で判事がウルド (Gould) が一七七五年の巡回裁判で、巡回裁判所の監督書記の手數料の爲めに若干の放免された囚人を引留めたと云ふことで典獄に五〇ポンドの罰金を課したと云ふとの報告を受けた。然し監督(監獄の持主)の仲裁で罰金は免除された。而して囚人は放免された。而して判事は其の要求の基礎をロンドンで彼に説明することを巡回裁

監獄學の研究

判所の監督書記に命令した。

放免された囚人を引留める口實は「判事が其の町を去る前に彼等に對して他の告發が提出されるかもしれないと云ふことがありさうなことである」と云ふことである。余は之を口實 (Pretext) と呼ぶ何となれば手數料を拂ふことに關して動搖したからである。も一つは典獄は「彼は其の足枷を止めることを取消せ」と語ることである。然しこれは法廷に於て爲されたかもしれない。ロンドンでは彼等は刑具と首斬臺とを持つ、その助によつて彼等は一時間安全に足枷を取外す器械は法廷に持來された、而して無罪とな

つた囚人は直に放免される。若し余が以前提案した所のものに從つて、囚人は足枷なしで審問されてゐたならば、此の口實は全然取去られたにちがいない。

巡回裁判所及び治安裁判所の監督書記は最も隨に彼等の公務に向つて報酬を持つべき筈であつた、而して余は其等の紳士の多くの他の職に附帶する收入を減することを願はない余は苦情を云ふ所の一つのことは余の論題によつて直接又は間接に無罪となつた囚人に爲された所の要求にまで導かれた所のものである。

該發達は勿論吾人醫務擔當者としても世上に認められず地位向上の來るべき道理なきこと言ふまでもなし。

保健技師として

山口 甚一

由來日本民族の短所は小成に安んずるにあり、殊に我が刑務所醫學の依然として舊態を存するは洵に遺憾に堪へない。他官廳のそれと比し恰も水車に働く盲牛の終日勞して殘飯を得るに似たる感なきにあらず。さらば畢竟現今刑務所醫師の斯道に對し力量材幹ある人物に乏しき所以によるか、否決して人物の皆無にあらず、只だ玉を懐いて研かざるのみ其罪たるや數多あらんも一は現在刑務所警官の小成に安じ餘蘊ある頭腦門戸を閉鎖して以て一般世間と没交渉に自から甘じ、且又古來因襲として刑務所醫務の戒護作業に比較し輕視せられたるに自から恬として愧服以て十年一日の如く該醫學の發達進歩せざりしにも因る可し。須らく

該發達は勿論吾人醫務擔當者としても世上に認められず地位向上の來るべき道理なきこと言ふまでもなし。

今後は各自蘊蓄したる頭腦門を展き行刑醫學の緊要なる所以を提唱絮説し、自由刑と醫學の寧接なる關係連絡の存する事を實證し之が建策に奴力せざるに於ては何年待つとも

從來保健技師技手の職務の大部分は受刑者の單なる病者治療を本意として事足れりとするものに非ず、所謂酒麩飯袋の士を以て満足すべきにあらず、余等も又之に洩れざる一人なるやも知れず惟ふに刑務所内一般衛生に且つ又受刑者の積極的衛生身心の改造並に日常の處遇方法等に對し、行刑醫學の如何に肝要にして又其應用隨機よろしきを得れば彼等の輔導上裨益する所多く從つて、この方面に向つて玩味研鑽怠らざれば必ずや何等かの形を成して得るところあらん。單なる病者診療即ち消極的衛生方法の如きものに重要視するは誤まれる遺習にして、此等は宜しく他に治療専門の醫師をして専ら當らしめ主任醫は勿論一般衛生施設或は病者治療に對し無關心なれと極言するにはあらざる

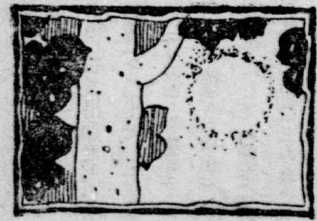
保健技師として

も、職務の過半は犯罪者其ものに向つて如何に醫學的關係の淺からざるかを究め以て、動々もすれば輕視せられんとする醫務の權要にして刑務所に於ける中樞機關たることを悟らしめ、更に進歩の階程にある過因方法に裨益する所あるべきを當然の任務と思考す要するに眞の仁術を没却せず時代文化に逆行せず種々對善改善に就て研究努力する所なるべからざる必要は、敢て余の如き弱輩の贅言を費すまでもなく賢明なる諸君の既に諒せらる所なり、然しややもすれば社會一般の幻影を踏み進む骨董の衛生に陥り易く從て又一般の褒貶を受くる即ち始終後塵を拜して得々超自然的になり易きは愚者の常、されど進運の今日は無爲碌々として能事足れりと甘んずるを得ざる時代の變遷に遭遇したるに非ざるなきや、以前は兎も角將來刑務醫官として立つ以上は恰も一家庭醫に髣髴たる俗務繁雜に遠はれ無意味食に満足を得べきや如何。さて陸海軍醫に軍醫的専門智識を要すとの理由を以て學ぶ可き特設官廳あるが如く、若くは内務省に屬する雜多の各醫師もそれ／＼學ぶべき設備は隨時隨所に開かれ刻々として研鑽怠たるなきの状態なるに

翻て吾々刑務醫師は如何彼我と比較して責務重きこそあれ決して彼此して輕易の職責には非ざるなり。然るに只以前大學内の國家醫學科に平凡講義を聞くの一途ありしのみ。抑々又現代刑務所醫務に對し普通一般開業醫として換言すれば醫術のみの智識を以て保健技師の任務可能なりとするや否や、若し可能なりとせばそれまでなり。余は思ふに保健技師の職責は大にして又重く職責上他の刑務官と何等異なる所なし。醫師にして若し彼等が言ふが儘に右向左向せんか其弊害推して知るべし。然るに乃公の如き自由刑の如何なるものなるやよく解し能はずして醫術萬能を固守し以て保健醫師の能事と爲し職責足れりと満足して、可なりや否や。云ふまでもなく保健技師は單に醫師たるに止まらず行刑と云ふ立脚地に立ちたる醫術を施さざる可からず、吾人は専ら意を此に傾注し獨り彼等の内體疾患のみの治療を主題とせず行刑學の發達は行刑學を無視して何らの進歩を見ざる所以を明かにして即ち行刑醫學は行刑學の大部分なる事を立證し、而して醫師自から之を自覺して初めて名實相伴ふ者なるに非ずや、所謂一方に偏せず固守せずして

以て完全圓滿なる積極的醫務の實成績を挙げ得べきものを信じて疑はず、依つて刑務官教習所の如きものは宜しく刑務醫官の爲に開放し或は更に新しき道を謀るか、比較的司法行政に暗き醫師を啓發指導し刑罰の眞の目的をも了解せしめ行刑を無視せざる醫道を發達助長せしむる所あらば、自然彼の藥品制限其他監督作用の大半も消滅して弊害を認めざるに至るべし、保健技師たるもの自重以て吾等職責の貴重なる事を深慮し刑務所は他に比し眞に偽りなき醫道を施し得べき場所なるを以て、層一層之に鑑み努力數番前途多き行刑醫學の發達に努め以て醫界に將た國家社會の爲に赤誠を傾盡し清高自から持し醫海に範を示し以て我が刑務醫學の時代進歩に遅れざらん事を衷心熱望又自奮するものなり筆を擲するにあたり一言希望を述べ諸賢の奮起を請はんと欲す。

(五)待遇を廢し本官とせられたき事
以上希望採用せられんか行刑醫學の進歩發達期して待つべきものあらん近時急に行刑醫學の重要視せられ且つ又種々中央に於ても調査研究せられつゝありと聞く、欣幸至極其一として最近保健助手の置かれたるが如きは吾人の満足するところなり。



- (一) 毎年一回以上刑務醫學會研究会を開催せられたき事
- (二) 高級刑務官練習所を醫師のために開放されたき事
- (三) 醫務主任會議開催せられたき事
- (四) 醫務主任の自宅開業を嚴禁せられたき事

圖書運用の方法に就て

圖書運用の方法に就て(續)

尾原 靜 乘

第二章 借覽の申出

受刑者より官本の借覽を申出しむるに凡そ左の三種の方法あり。

- 一、「借覽願箋」を提出せしむるもの
- 二、「圖書貸與票」を使用せしむるもの

第 第 第	
第 第 第	官本拜借願
書 第 號	
大 正 年 月 日	
所 長	

(屋古名)

圖書願覽箋

代	書	望	希
者 願 出			
學力	第 號	呼 稱	第 室
賞 遇 者	作 業 優 良 者		
日 月 年 正 大			

(上部に赤色の横線を付し「一本乃至四本」料程了、外特を分つ)

監 工 場 用	
房 用	工 場 用
官 有 書 籍 借 覽 票	
番 號	名
大 正 年 月 日	

(三 重)

監 工 場 用	
房 用	工 場 用
第 號	注 意
大 正 年 月 日 貸 與	大 切 に 取 扱

(三 重)

(靜 岡)

圖書借覽願箋	
書 名	工 場 第 號
工 場 第 號	呼 稱 第 號
切 取	
監 房 名	監 房 第 號
呼 稱 第 號	房 號

二、「圖書貸與票」を使用せしむるもの

「浦和」「新潟」「鹿児島」「長野」「水戸」「札幌」「岡山」「山口」等にして「貸與票」の様式、多少異なる點あるも、其一例を舉ぐれば左の如し。但し「浦和」にては「貸下票」と稱し「長野」にては「携帶書籍券」の名稱なるも、運用の方法は「貸與票」と同一なるものゝ如し。

書籍貸與票

刑 期	學 力	階 級	工 場	第 號
出 願 書 目	貸 與 書 目	呼 氏 名	呼 氏 名	第 號
		監 房 出 月 日	返 納 月 日	

(島 兒 鹿)

(説明) 永く使用し得べき上質紙にして長方形とす裏面の様式表面に同じ、

圖書運用の方法に就て

圖書運用的方法に就て

右は、(水戸)及び(札幌)は同一の様式にして「表面」には「監房」教育程度「稱呼番號」「出願定日」「注意事項」を詳細に記載し「表面」には「書目」「貸與月日」「期間」「返納證印」の四欄を設く(長野)「携帶書籍券」亦に「借覽及返納の手續」並に「取扱上の注意」を表記せらる

(表面)

尋常小學程度
著者名
書名
紙數
頁
ふりかな
紙數

(圖書)

(紙質上洋)

第
函
工及借覽者ノ稱呼番號

圖書裏面

三、「カード」に依て出願せしむるもの、

(神戶)(盛岡)等にして(盛岡)に於て行はる「様式」左の如し(之れが協議會議席上に於て評判なりし盛岡のカード式なり)

受刑者の朝食時に就て

井上謙敬

予は今「受刑者の朝食時に就て」卑見を述べ先輩大方の指教を仰ぐてふ事の余りに徒事ならざるを信ず、今日迄七八ヶ所の刑務所に於て實見した所に依ると、何れの刑務所に於ても(全同的)受刑者の朝食なるものは彼等が起床點檢洗面後直に喫食せしめ(房掃は)名種の作業に就事せしめつゝある様見受け來つたしが併し此の起床點檢洗面後直に喫食せしむるて朝食なるものが果して何等一顧の價値だも無きものであるだらうか、將た拱手觀過するも更に差支へ無いものであるだらうか。

昨今衛生官の設置となり總ての司法上司が腦漿を絞り受刑者の衛生萬端に顧みながら注意を拂はるゝの秋、吾人斯道に携る身として此點に大に考慮すべき問題として取扱ふべき緊急事の一にして足らざるを思ふ。其でこの問題を「受刑者の保健上より」又「社會一般の風教上より」觀察して大に改善せらるべきもの又其改善の余地あるべきものと信ずる。

保健上よりの點に専門の保健技師諸君に委ぬるとして吾

受刑者の朝食時に就て

人は社會一般の風教上より行刑の意義に及ぶと云ふ様な意味に於て少しく之を言ひ度い。

從來より我國社會一般の家庭に於て起床後直に喫食するが如き事を殆ど見るべからざる事で其職業に依て何等かの行動何等かの仕事を爲し若し仕事として何等爲すなき人とするも或は拭き掃除の手傳ひ、又は「益裁いちり」等何事を爲し少なくとも一二時間——相當の時を經過し而して後に朝餉に對ふを一般家庭の風習常事と思ふ、而して若し起床後直に余儀なき事より食事せんとするも食慾起らず平素常事の食量より遙に其量を減するは周知の事實で有る而して常事起床後直に何事も爲さず食事道樂の遊次郎者流に見る處で釋放後社會の美風に馴致せしめざる輩育陶冶の行刑所としては採るべき方策ではなからうと思ふ。

又彼等受刑者にも起床後何等かの作業に就事せしむるか或は神佛禮拜祖先崇拜の念の涵養せしむる様にされたいと思ふ。若し大刑務所にして到底其繁に堪えないとして其居房なり工場なりに於て何等かの方法を案じ適當の事に就かしめ相當時を置いて精神的に物質的に生理的に其時を有効に使用せしめられたらぬと思ふ。

作業訓練の副産物

物産副の練訓業作

受刑者に對して作業を賦課するは、刑の一要素たるは勿論なるも、彼等に職業を訓練せしめ、依て以て釋放後に於ける就職に必要な要素と能力とな養成せしめ、釋放後一般良民と伍し、相當の仕事を擧げ、且、現時に於ける労働時間に見ゆるの習慣を養ひ自活の道を得せしむるに外ならず

現局長就任當時より、盛に之を奨励せられたる結果、作業の改善は勿論職業訓練の方法に至つては、大に改良せられ、着々其の効果を奏しつゝ、あるは、一般の認むる處なるも、そは、彼等が釋放後に於ける情状を考察せずば、俄に其の効果の如何を云爲し難しと雖ども、作業訓練の副産物として、前年度に於ける作業収入が、刑務所経費の半以上を償ふに至れるは、驚くべき現象にして、歩、一步自給自足の道程に進みつゝ、あるは最近十ヶ年度に於ける左表に依り聞たりと。

年次	刑務所経費	作業収入	刑務所経費ト作業収入トノ百分比
大正十一年度	14,000	5,873,750	27.1
大正十年度	13,000	5,752,191	25.2
大正九年度	12,000	5,333,433	28.1
大正八年度	11,000	5,464,138	30.4
大正七年度	10,000	6,077,633	33.4
大正六年度	9,000	8,267,610	44.1
大正五年度	8,000	9,101,800	52.5
大正四年度	7,000	11,101,101	62.2
大正三年度	6,000	13,364,700	75.5
大正二年度	5,000	15,544,637	88.8
大正一年度	4,000	16,042,739	94.8
大正十一年度	3,000	16,922,019	95.5

最近十ヶ年間刑務所経費と作業収入との比較表

刑務所 刑務所経費ト作業収入トノ百分比



受刑者に印せし雑誌「人」の反響

嚴父の威嚴と慈母の愛情

現代の社會に於ける凡百の事象を壓搾してその優秀を精選更にコンテンスしたる「人」を健全なる家庭の讀物として美風良俗を教養せしむるに好恰の雜誌であつて云ふ迄もなく私共幽窓生活をして常に無限の寂寥を感じる者には天來の福音でありま

す。 据慢と放逸の心起る時嚴父の威嚴を以て鞭撻し督勵され悲哀と煩悶ある時も慈母の愛情を以て慰藉し希望と勇氣に満つる活潑水を與へて呉れます。

要するに私は本誌の披導に依りて靜思内省して人生の歸趨を知り過去の罪惡を痛烈に感ず其の人として生き甲斐ある清き安ら

受刑者に印せし雑誌「人」の反響

かな向上の新生活を遂らんとする動機を與へられたるは昭代文化の志源と當路有志者の御苦心の程を茲に滿腔の赤誠を捧げて感謝致します。

(一) 社會適應性の授與者

闇を照らす光明のやうに「人」は我ら自由の拘束をうけてあるものに社會適應性を與へて呉れます。本來自由刑の執行と社會適應性の養性とは全然相反するものであるが「人」は即ちこの矛盾を補充すべき一大使命を持ってゐるのです、その内容の豊富なる

(二) 恩師を迎ふる心

其形式の整頓せる蓋し我等の本鐐となり、時代の先導たるに恥ぢないものである。我等はこれによつて感奮興起する處あらばならぬと思ひます。……

(四) 新しき生命を見出す

1. 精神の方面に於ては諸名士の談話を熟讀玩味することにより最も感を深くしまた。常教誨師殿より「人」掲載記事を披萃

受刑者に印せし韓婦人の反省

せられて時々教誨の席上にて教導熱誠なる御言葉を謹聴する度毎に新しき生命を體得する事を厚謝致すものであります。澄潭翁の「處世道」と題せられての實歴談を讀んで心から感謝致しました。

2. 物質の方面に付いて各々専門の先生方の實驗談や發明家の苦心談によりて最新の知識を吾々に注入さして戴くことを感謝致さればなりません。又全誌の各頁に亘つて趣味氣風を見る度に精神が活々として一種の元氣が出て参ります。尙身體上にも深き熱氣を覺えます。

終に第一頁の皇族又皇室に關する記事に依て自然に忠君愛國の心を養はさして頂くことを謹んで感謝致します。

(五) 有難い良劑

「人」は私等の爲には唯一の注射藥である。此有難い良劑を無料で頂くとは誠に聖代の餘徳と深く感謝します。唯此良藥を効力あらしめるもの無効に終らしむるのも自己の養生法としての改後の二字を守るか否かにあると思ひます。

私は再び病を受けぬやう、養生して新世界に出たいものと「人」を讀まして戴いております。只今では治療の方角に向つてゐるやうに思つて、衷心喜んで深く「人」が暗夜の光明となつて下さることに感謝して居ます。

(六) 我が良師

假寐に警鐘を亂打さるゝ様な感しを與へたのは雜誌「人」であります。活社會から死の様に冷い闇に拘束されて居る吾々の頭に一大覺醒を促す爲の使命を以て生れ出た雜誌「人」も常世の教養は勿論時代と連れんとする吾々の先導者として且つ又智識の補充として缺くべからざるものであります。私も此の「人」に對して絶大なる信仰と信頼となすると同時に其の得たる或るものなして活社會に處する自己の魂とせしむべく努力致して居ます。

殊に私をして感しを深からしめたのは、六月號第一頁の「見ざる報酬を求めて」との御教訓である。先づ爲したる事の報酬の多少を第二の問題として爲さざる事の報酬

を求めつゝあつた私は茲に於て大いに反省を禁じ得ない。私は此の御教訓を前途の目標として歩一歩と進むの決心であります。此様な良師「人」を吾々に與へられたるは、是れ時代の進化と且つ又皇恩の廣大なるを謹謝致す次第であります。

(七) 血精注射の役目

「人」を手にして先づ表紙のカットに動かされます。その人物に對して敬愛思慕の情に咬られ、風景に接しては超俗なる美的感に恍惚たらしめられます。然して最も私として感動せしむるものは孝子、節婦、犧牲殉職の記事であります。此の尊い事實に共鳴同情すると共に感激の熱涙に心垢を洗はるゝが當て有ります。其他發明に新思潮に社會の重要な新現象の紹介に依りて智能を啓發され、常識を補填され、且清新の氣分に浸つて誕生の身に力と潤とを覺へ向上の意氣を奮ひ立たしめるもの之皆「人」の賜であります。「人」は私に對して血精注射にも等しき効力を精神上に與へつゝあるもの

と信じ深く感謝する次第であります。

(八) 「人」は闇中の光

「人」は無明の闇を照らす光です。月々變る照辭諸々の寫真皆よく私を刺戟し印象を深く致します。

かたくなにして迷ひのとげぬ心、闇にさまよふ私の心を慰め勇氣づけるのは「人」です。友なき私は「人」によつて再生の芽生へを見やうとしてゐます。さればその一字一句にも味ふべきものが少くありません。

(九) 寂寞を破る警鐘

「人」の説くところは私等の傍養上又宴を破る警鐘として私等に多くのものを與へます。そこに私は煩悶を一掃され、努力活動の精神を向上の氣に振起さるゝものがあります。「人」は私共の現在及將來に必ずや意義ある建設をなすでせう。

優雅なる寫真並に漫畫其他教訓的挿繪は說明を避け趣味の會得に便し、觀察の常に警拔清新にして感化の妙想に富む點は確に裨益する處多大なるものがあります。

受刑者に印せし韓婦人の反省

(十) 「力」と「望」が痛く

「人」の第一面に載せられてあるカットは一月は松、二月は梅と云ふ風に月々新しく其委節季節の氣分が溢れてをります。殊に六月號の田植はいかにも農事にいそしんでゐる様を目前に見る心地がしまして自分も奮勵せねばならぬすまぬと言ふ心持になりました。かゝる表題のカットは「人」の專賣であらうと思ひます。普通の新聞でも見られぬ趣向でせう。これは編輯部の淺からぬ御苦心であると感謝致します。申す迄もなく繪畫は私共の頭に印象を強く與へるものであります。勇敢なる小學生が溺れんとする友を救つた記事に挿まれた寫眞を見た時私は眞に泣かない譯にはゆきません。それから「友のたより」私共の先導者として世の生活難と戦つてゐる諸民のたより、取分け成功の域に進まれる方々の生き生きとした奮闘振を見る時「力」と「望」が湧いて來ます。どうかこの福音に多く接したいと祈つて居ります。又「夕刊實」の一節に讀者は確かに或物を握つた事と信じま

すその他全紙面に編輯部の御方々の汗が滲つてゐることを感謝す次第であります。

(十一) 荒んだ心に温み

「憐むべき人のため」と云ふ心持を以て編まれた「人」には私達に對する溢るゝばかりの同情と親切とがあります。感受性の鋭い私は一句の裡にも一行の裏にもこの同情と親切とを見出して荒んだ心に温みと明るみを感じます。

時々刻々に進み行く社會の有様を「人」によつてうかがひ知る時私はこれではならぬ安閑としてはゐられない進まればならぬと、自奮自勵の氣力の満身に漲るを覺え、無邪氣の小兒の顔、爛漫と咲く櫻花の寫眞を見ます時、混濁した空氣の中へオゾンを送るが如く私の心は、和らびて川にすた、菜たれ十里の故國の山河、なつかしき父母の顔、眼前に彷彿して無限の慰安と微妙の情緒とを感じます。かくて「人」の紙上に躍動した又紙背に潜流した同情と親切と光とが私の生活に及ぼす効果は大い。私たちが人たらしめんが爲にかく

迄に細心努力して下さるのか、我は人に背くと雖、人は我に背かざるなりと云つた感じが私をして現在を慚愧、反省せしめ、將來に發奮せしむる力は偉大です。かくて此心が作業能率にあらはれ、國家に對する感謝の念ともなつて「我は日本臣民なり」との自覺を呼び起すにはあられません。云々

(十二)「人」は燈臺なり

迷海に浪濤として漂へるものにとつて「人」は實に進むべき道を教ゆる燈臺であります。心なき風の誘ひ來る花の朝にもこのライトを友としてゆるやかに暮し、寂寞の黄昏にもこの光りに慰められるのです。清風はよし荒るゝとも安らげき

「人」ヶ岬の燈火のかげ

(十三)「人」に接して

活社會から遠く隔絶されて居る私共は日進月歩と變更しつゝ、ある文化に後れざらんことを日夜憂慮して居るのであります。雜誌「人」は心身共缺陷者たる私に唯一

の慰藉者たるべく指導者たるべく修養上の好伴侶たるべく生れ出でたのであります。嗚呼人の人たる道に脱線したる私共は慈愛溢るゝ人格者「人」に僅か月一回なりとも眼のあたり接して修養上の好伴侶たり得ることは誠に無上の光榮であります。雜誌「人」は智仁勇三法を兼備した最大人格者たる眞の紳士であります。私は此の好紳士の愛によつて日夜遺溺なき煩悶も矯亂も慰藉されて居ります。又社會人事百般の智識に道徳に趣味に發明に智能を啓發され特に責任感や犧牲心には深刻に心琴にふれて感激して居ります。

(十四)「人」の道

「人」は座右の友、文明の恩澤に浴し値ひ難き「人」に遇ひ、新智識を授かり改過遷善に導く「人」の力は偉大なり、人は人の善行を讀んで身の恥辱を悔ひ、次の發行を待つので月日を送るに楽しみあり。「人」を手にして眼に著くの日高貴方の敬慕孝子孝女の善行表彰、偉人の薨去て何人も死を遁るゝこと不可能なり。



海外時報

□ルイジアナの高級刑務所

「Prisonade Luxs」ト云

「ミシシッピの岸に三面は廣き流れに沿ひ、後には麗しき丘々を背ひ、恰も足るを知れるものゝ如く、靜かに安らかな一境を占めた田園住宅地 (Garden spot) その周囲には見事に耕された平野の遠く幾マイルに連り、處々に白い低い建物の小さな一團が點綴されゐる。箇の半島の中心に工場と思ほしき大きな建築が見えて、眞黒な煙突が聳えてゐる。而して此間を人々の群れは忙しげに働いてゐるのである。此れはワシントンのタイムス——ヘラルド紙の通信員バンダービルト氏の合衆國ルイジアナ州のアンゴラ州立刑務所についての瞥見であつて、彼は此刑務所をアリゾンド

ルイジアナの高級刑務所

ルクス(高級刑務所)と名づけた。アンゴラはルイジアナ的首府バートン・ルウジユを北に去る四十哩の地に在る。バンダービルト氏は次ぎの如く語る。

「此の刑務所は州知事ジョン・エム・パーカー氏の畢生の事業としての野心の存する所であつて、その意圖は世の中から遺棄せられたもの共から眞の人間を作り出さうとするに在る。此人間製造に用らるゝシステムは前世紀の九十年代にミシシッピ州から創始せられたもので、行狀良好にして格外の成績を挙げた受刑者を信任受刑者 (Trustee) として他よりの監視を省く遣り方である。現在アンゴラには千六百人以上も拘禁せられてゐるけれども、看守は唯十一人あるに過ぎない。而かも此數年間一人も逃走したものはないのである。且つ殆んど信ずることの出来ないように思へるのは、監房といふべきものないことである。棚格子のないことである。高い外壁もない。鐵柵もない。獄衣といふもの不着ない。一疋の風もぬない。刑務所特有の青白い顔も見られないことである。此等は現代刑務所の型と全く相異してゐる所のものである。

「一九〇一年まではルイジアナの法律では受刑者は或一定の金額で有名な會社工場へ賃貸することができたのである。其處遇の方法の如きも最も亂暴無慈悲を極めたもので、受刑者には皆手錠がはめられ、屢々苛責する處なく毆打されたものである。囚人の仕事は道路建造、家屋建築、耕作收穫及び築堤工事等であつた。刑務所の職員達もかゝる野蠻な處遇方法を伴つた賃貸制 (Lease system) は早晚他州のみならず諸外國の注目を惹くだらうとは思つてゐた程である。是に於て一九〇二年に至つて州の立法部に於て受刑者を個人並に會社に恰も奴隸の如く使用せしむることを禁する一法案が通過したのである。扱て次に起つた問題は他の南部の諸州は起つたものと同様に、如何にして此等の囚はれたる不幸な人々を處遇すべきかといふことであつた。あらゆる方法が試みられたのである。サウス・カロライナ、デェルジャ、アラバマ、及びルイジアナに於て一様に苦役、道路建造、及び官營事業等が、右の問題に對する解決方法となつて現はれたのである。爾來十有五年、ルイジアナは受刑者の道路運河堤防等の工事に要する多くの看守並に技師

に年々支拂ふべき莫大なる給料の爲めに重き負擔に苦しむに至つたのである。是に於てか一九一六年に至つて此のシステムは再び變更せられて、立法部は一大刑務所を建設するに決定して、資金も調達せられ、設計圖までも己に作成せられたのである。

「然しながら此時ルイジアナに一人の具眼者流がゐた。彼は仁愛と進歩とが時代の標語たるべきことを信じてゐた。彼は一切黨派政治に無頓着に、彼の有名な南部の一州の行政長官としての彼の主義綱領は自らビジネスマンとして國家のインステイテュウシヨンの一たる刑務所をビジネスライクに經營するに在ることを公然宣言するの勇氣を有つてゐた。此人は現任の州知事バーカー氏其人であつた。「私はポリテイシアンではない。私が公職に就いたのは之が初めてある」と、此れが此人の誇りである。

彼は曰ふ、「我等は彼等が大病の後で健康恢復の爲めに茲に來たものとして彼等を信じてゐるのである。我等は彼等を甘やかしてはしない。氣樂なのを善い事とは思はない。我等は最も辛らい仕事を彼等に授けてゐる。我等は公平に、

嚴重に、而かも親切に (Able, squarely and humanely) 彼等を取扱はんとするものである。」

其當時は百五十人以上の看守がゐた。一ヶ月四十弗の給料で賄料が宛てがはれる。彼等は皆下等な無情な者共で、大きな鞭を持つて受刑者の働いてゐる耕地を巡視するのである。病院は熱病患者其他の患者で充滿し、糧食は貧弱を極め、厭ふべき寄生蟲は到處に跳梁した。

バーカー氏は就任後直ちにヘンリー・エル・フェウー氏を州の諸刑務所の總監督とし、刑務所職員の任免に關する一切の權限を與へて、刑務所管理の事務を董督せしめた。

六ヶ月の後には看守は二十五人以下に減じた。男監は半ば軍隊式の幾箇の營舎に分宿せしめられ、一定の労働時間を強制せられた。女監にも別に離れて營舎が設けられた。資格ある醫師及び熟練なる技師も備聘せられた。かくして設備の悪い管理の行届かなかつた從來の刑務所は一變して規則正しい營舎となつたのである。ビジネスマンは遂に地位を支へることができたのである。システムは成就されたのである。

今日ではアンゴラ刑務所は殆んどアメリカの模範刑務所の一つとして參觀に値すると云つても、差支ないもので近き將來には世界に於けるかゝる種類のインステイテュウシヨンの最顯著なるものとして知らるゝに至るであらう。附屬の耕地はたしかに南部諸州中の最大にして且つ最も豊饒なものである。

今や耕作中の土地は一萬七千八百エーカーに達し此の中六千エーカーは牧場で、八千エーカーは砂糖晶である。

此刑務所は小麦を除いては自給自足である。三千頭の乳牛三百頭の驢馬、二百頭の馬及仔馬二萬疋の犏等が飼はれるる。

所謂メーゼン、ディックソン線 (革命前南北の自由州及び奴隸制の州を分つ線) 以南に於ける第四番目の大精糖工場は此の刑務所の堤防の間に在るのである。一九二一年には精糖六百萬ポンド及び塊糖の百萬ポンドが此精糖場で受刑者によつて生産せられたのである。世界に於る最大のポイラーの十二箇が据付けられてゐる。その五箇のポイラーの一ヶ月の石油費消高は二萬バーレルである。

新しい刑務所長

各營舎にはそれ／＼病院が附屬してゐて、一人の職員と、一人の信任囚で管理してゐる。醫師 (camp physician) は一日一回各病院を巡回して、重患の者は中央の病院へ移される。尙結核療養所があつて不治患者を收容する。

(Literary Digest)

□新しい刑務所長

アメリカ合衆國デラウエア州
ニューカスル郡勞役場

郵便検査官のモードーシー、ダブリュー、ブラムマー氏は一九二〇年の初めにデラウエア州のウヰルミントンに近きニューカスル郡の勞役場の刑務所長に選ばはれた。此處は實際州の刑務所と言つても可いので、他の郡から既決囚の大部分を此刑務所に送つて來るのである。

就任匆々ブラムマー氏は從來の制度と甚しく異つた管理方法即自治の制度を採用する機會を受刑者に提供した。彼は他處で試みられたかもしれない或制度に倣はふと特別に起せしむべき何物か、當刑務所に存在してゐるかどうかと云ふことを彼等と共に論議するのである。

「一定の期間を置いて、親しい家族とちき／＼に面會させるが可い。そして親しい肉親と現實に接觸せしむることを妨ぐる幕や其他の人爲的な仕組を撤去すべきである。神は決してたとへ如何なる罪を犯したるものと雖、彼が彼の父や母や妻や子と肉の接觸を交へてはならないといふ心ではあるまい。受刑者をして彼を生むだ母の切なる抱擁を受くるの權利を享受せしめよ。抱擁を受くる毎に彼はより善き囚人となるのである。馬鹿々々しき理不盡の抑壓的な方法を除くが可い、人間は人間として取扱ふべきである。然らば暴行抵抗脱獄等を著しく減ずることが出来るだらう。

「社會は自ら改心して、善く法を守る勤勉な正直な生活を送らむとする意向を持つてゐる我等の不幸なる兄弟を勵まし世話するのが至當である。受刑者をして監内に在つて吏員の人爲的な優越と共に同監者の人爲的な低劣とを感ぜしめてはならない。私は馬鹿氣な形式的な態度でなくては吏員が囚人に話を仕掛けることを禁じてゐる規則が果して何

新しい刑務所長

骨を折つたのではなく、デモクラシーの根本原則を自分の刑務所に試みようとしたのである。彼は監内の訓練といふここに關して別に固定した觀念に拘はるゝことなく、又自分の官職の威嚴に關する在來の因習的な考へに拘はるゝこともなかつた。フ井ラデルフヒアのイブニング、ブレツテイ紙に寄せた最近の書簡の中に彼の管理方針に關する原則の二三を開陳してゐる。

「脱獄及暴動といふものは不必要な抑壓的な管理方法の行はれてゐる刑務所に起る者だといふのが私の意見である。私は刑務所内に於て通信の差止めや緘黙制の強制の行はるゝの何の意たるを解するに苦しむものである。當刑務所の受刑者は新聞雜誌の購讀を許可せられてゐる。

「合衆國の各刑務所に何か異常な事變が起つた場合には私は受刑者を會合せしめて其事件に對する彼等の意見を聞いて、事件の理由を彼等と論議することにしてゐる。私は決して暴動脱獄の他の刑務所に現に起りつゝあることを受刑者に隠しそふとはしない。却て、かゝる報知は廣く受刑者に公示して、かゝる状態を惹起した理由及びかゝる事件を惹

の用をなすかを疑ふものである。戒護すべき囚人と親しむが可い。そして眞に彼等の友となるべきだ。私は受刑者の九十パーセントは濃善の可能性を有つてゐることを堅く信ずるものである。罪人を再び元の罪の生活に追ひ歸すやうな殘酷な法の執行者の有害な計謀から彼等を保護してやらなければならぬ。受刑者をして彼の釋放の日に目的なしに彷徨ふことの許されてゐないことを思はしめよ。彼をして罪の道を離れて努力の生活に入らしめよ。而して釋放の上は有用なる市民となつて何物かを成就し得べしとの希望を抱かしむべきである。

「古き行刑制度は男子女子をして再び社會に入り難からしめ、爲めに事實上彼等をして悪行を繼續することを餘義なからしむるものである。舊式の監獄は罪の製造所であつて益々受刑者をして法を犯かすに専心ならしむるのである。その最顯著なる實例は人間の消化作用に適さないような食物とあらゆる種類の虐待とである。

「古い制度は法律を犯す者は凡て罪人であると教へる。罪人は特別の種類に屬する人間で、凡ての他の男女の型から

は離れた一群だと教へる。程度の差はあるけれども等しく人間墮落の教義を信ずる或種の教派は益此態度を助長せしむるのである。

「監獄學は科學として各種の犯罪を取扱つて、犯罪を行ふに至る原因を發見しようとするが、之を矯正しようとはしない。單に刑務所をして一層正しく且人情に近からしめむとする改良方法を提起するのが斯學の爲し得るべしである。——然れども、記せよジユウ(猶太族)たると異教徒たるを問はず、宗教を外にして犯罪人に對する永續的なる改造方法の存せざることを。基督教の最大の勝利は福音を社會より逐はれたる人々及其の最下層の人々に傳へ得たるところによりて獲られたることを。」

「記者よ、最後に私は犯罪に對しては充分に手落ちなく刑罰を科する必要があることを信ずるものであることを告げて置きたいのである。然しながら、古い制度の下では受刑者は釋放された時でも元の身體にならざるもできない程、受刑中は不利の地位に置かれてゐるのである。刑務所の壁の裏にも紛れなき金鎖はある。我等は屢々罪の影に徳を見出

時もちつとしてゐない。常に刑務所内の出來事に付て考へ、明らかに自分の成功の數々を説いて憍むことがない。彼は漸次訪問者の頭の中に、近代的新方法の比較的研究に對して特別な興味も有たず、又は他の刑務所に好模範を求めようとするのではなく、全く自分のシステムが正しいと信じきつて、他の指針を借らず、頭を低れ拳を固めて真前藝進する一箇の奮闘的人物として浮び上つて來るのである。

典獄ブラムマーは久しく蓄積された習慣を假借する所なく一掃した。彼の語る取によれば受刑者は今や作業に當つては、何等の捜査もなく又屢々一人の看守もなく、刑務所を出入するのである。藥品や、ナイフや、銃や、何に眼らし持ち込むのは何でもない。私達が話してゐる間に三人の終身刑者がグラウンドの前を横切つて行つた。數マイル離れた上部の農場には白人黑人取交せて九人の受刑者が一人の看守もなく働いてゐて、彼等の多くは終身刑の者だといふ。典獄は語る。『此刑務所は人情で經營されてゐるのである。そして世界中の監獄の如何なる者よりも

チャーヘルランの刑務改良

す。罪の塵三層との下を充分に深く掘れ、然らば我等は救ひ上げるに足るべき幾粒かの黄金を見出すとが出来るだらう。大方の刑務所は不善の學校であり、病毒の温室である。其處では異常なる状態は精神を混亂せしめ、男も女も單に原始的な獸類となり、創造も力も總て破壊せられて了うのである。——かゝる状態を除き去るべきだ、然らば我國の現在の監獄に於ける紛擾の割合は著しく減ずることにならう。ゴールドデン、ルールを樹立せよ、然らば現受刑人は他の助けを待たず自ら改悛するであらう」

ブラムマー氏についてはニューヨークの監獄協會幹事のオルランド・エフ・リュウイズ氏が一九二一年七月二日の「サーバー」誌上に面白いスケッチを書いてゐる。

「彼は立派な丈の高いしつかりした、顔を奇麗に剃つた五十恰好の人である。彼は山をも動かす信仰を持つてゐる人だといふ印象を與へる。典獄ブラムマーの注意は全く彼の刑務の問題、日々ので來事に集注されてゐるのが分る。彼は自分の仕事で生きてゐる。勤く緊張して、片

善い訓練を有つてゐる、貴方は此の記事を書く時には私が宗教といふものに非常に重きを置いてゐることを書落してはならない。囚人達はチャーチ三日曜學校には是非行かなければならぬ。」 (The Prison Journal, January, 1923)

□チャーヘルランの刑務改良

有名なるストラスブルヒの新教の牧師にして且つ熱心な社會改良家たりしチャーン・フレデリック・チャーヘルラン(一七四〇——一八二六)を記念するか爲めに設立せられたるチャーヘルラン・カレッジの所在地なる合衆國テハヨー州ローレン郡の一村チャーヘルラン(人口四千三百六十五人——一九一〇)に於ては過ぐる一年以來委員會を設けて犯罪に關する問題を研究しつゝあつたが、更に今年二月十五日より十七日に至る三日間此村では自ら主唱者となつて、其費用を負擔して、テハヨー州に於ける監獄状態について議する爲め會議を開催した。此會議のプログラムは殆んど國家的會議と云つても駁つかしからぬ程のものでカーチウエー博

士之か會長となり、インフルエンザの流行にも拘らず、委員は州の各地より集まつた。

此結果ヲハヨー州刑務委員會 (Ohio Committee on Penal Conditions) なる名稱の下に常置委員會が組織されてラーベルラン大學總長ミラー氏は委員長に推された。此委員會の目的事項は次に掲ぐる如きものである。

- 一、受刑の場所として郡監獄 (County Jail) の廢止、被告人及び證人の爲めの留置場 (House of Detention) 設置及び囚人の隔離並びに類別に關する現行法の厲行、
- 二、最短期期を付せざる不定期刑を全犯罪人に科すること、
- 三、執行猶豫制及監視制 (probation) を凡ての犯罪人に施行すること

- 四、社會的並びに個人的利益の立場より成年各既決囚に對する精神身體上の検査、及び犯人の環培調査、
- 五、死刑廢止
- 六、監獄並びに矯正院に於ける作業をして、適當なる勞働と、正常なる賃銀を與へて、有力なる教化の具たらしむること。
- 七、一般刑務、特に保護、放免及び假出獄部面より黨派的政策を排除すること。

- 八、州の監獄及び矯正院に於ける苛酷なる懲治方法を排除し、且つ之に代ふるに責任自製の觀念を訓練し、以て監内自治を容易ならしむる教化方法を採用すること。 (The Survey)



地震と噴火の話

帝國大學教授 大森房吉

◇亞米利加では地震後禁酒する

もう一つ日本人と西洋人の違ひますことは、亞米利加では三十九年の桑港の地震は四月十八日にありましたが、七月の二日の亞米利加の國祭日には桑港の街では酒を賣ることを禁じました、酒を飲みますと下層社會の者などが亂暴しますから、酒を賣ることを禁じて、酒を飲みたい者は郊外に行つて飲まなければならぬと云ふことになりました。日本人も随分酒を飲んで泥酔者もありますけれども、酒を飲んだからと云つて悪い事を必ずするものではないと思ひます。中には酒を飲んで働くと云ふ人もある位であります

法律の制裁の利かぬ場合は、余り個人主義の發達して居る國ではどんなことするか分らぬから酒までも禁ずるので、日本ではそれ迄ではないかと思ふ。又監獄の囚徒に致しましても、明治二十四年の濃尾の震災の時、大垣、岐阜等で監獄は大分曲つたりしたけれども、潰れはしなかつた。囚徒を監房から出しても少しも亂暴するとか云ふことなく、却て色々囚徒が働いたと云ふことがあります、そこらは餘程日本に特別な點かと思ひます。斯んなことを私共が申上げると、却て間違つたことを申上げるか知れませぬが私共地震や噴火に出遭ひました時にさう云ふことを著しく

感じます。人の氣質の上にも自然地震とか噴火とか云ふことが影響することが尠くないことであらうと思ひます。

◇耐震的建築

建築土木工事にありましては無論地震の影響が現はれて居ります。例へば石垣などになりますと曲線の形をして居るのは日本丈けであります。それで古い石垣を見ますと、非常に曲線になつて居ます。是は昔はセメントとか云ふものがないから、石垣丈けで丈夫に壞れぬやうにするので、曲線にするのは非常に廣くなるが一番そのひどいのは熊本之城であります。又建物では、五重塔などは色々方式が違つて居りますが、慶長以後のものは心柱が釣してあります日光の五重塔は心柱が鎖四本で釣してありまして、地面に着いて居りませぬ、手を觸れば動く、又淺草の觀音様の五重塔も上の家根から釣つてありまして、下の所を指で障りてもグラ／＼動き出すやうになつて居ります。その原理が面白いので、時計の下げ振りと同じことであります。時計の下げ振りは平均の地位に復しましても結局元に戻りません。それは安定の平衡を有つて居るそれに反して棒の先

に目方を付けてあるやうなものであれば、一時離れましても其位地が變りませぬが、五重塔などは時計の振り見たやうな仕組であるから、不安定の平衡を有つて居る、安定の平衡を有つて居るものは澤山振出すことになり、それを組み合せますと安定も不安定もない、不變の平衡になりますれば地震の時に地の動きを感じないから、地震の破壊的を最小限度にするので、是は地震の理窟に適つて居ります。又鐘撞堂の鐘もブラン／＼振つて居ります、奈良の東大寺の鐘撞堂も重い家根を柱で支へて居りますが、上が重くて不安定の平衡を有つて居りますので、それを組合せましたもので、五重塔と同じ理窟であります。

◇噴火に就て

結果櫻島と鹿兒島との間の鹿兒島の海峡にも十四五突き出まして、櫻島と大隅の間の海峡は塞がつて仕舞ひました。嘗ては軍艦遠達なども通つたことがありましたが、今は山のやうになつて續いて仕舞ひました。其時分流れ出ました燐岩の容積は多量で二、二立法キロメートルになります。櫻島と東京とは略々同じ面積でそれ丈けの面積のものを東京市中に撒き散らしたとすると、東京市中を百尺埋める位の多量の燐岩が出ます。其多いことに於ては、日本の歴史時代には山崩裂がありました、櫻島の噴火が一番大きかつたものと見て宜いかと思ひます。

噴火と云ふと大變だと云ふので地方で騒ぎますが、噴火と云つても必ずしも恐いものと限りませぬ。近頃澤山あつた噴火の中で一番著しいのは大正三年三月の櫻島の噴火、此櫻島と云ふ火山は小さいもので、容積から申しますと富士の山の五十分の一位にしか當りませぬが、非常に活動力が盛でありまして、其結果燐岩が澤山流れ出しまして、其

◇灰が東方に降る理由

隨つて灰も澤山出しましたが、其時の灰は内地では秋田邊りまで降つて居ります。東京にも勿論降りましたが、主に降りましたのは小笠原島邊りであります。けれども其噴火の盛な時に鹿兒島には降りませぬ、それは何故かと云ふに淺間が噴火するとも、櫻島が噴火するとも、日本のこの火山が何時噴火しても、強ひ破裂になれば東の方に灰が降る譯で、淺間の噴火、櫻島の噴火、孰れも海面上二萬五

千尺三萬尺位の高さに掲げます。地の表面では東風であつても高い所に行くくと西風が吹いて居る、是は地球の回轉の關係でさうなるので赤道地方で上昇した空氣が兩極の方に向つて回ります、それで上層の氣流は西から東に吹くことになつて居ります。日本邊りは主に西から東に吹く、詰り強い西風になります、其上層氣流に吹かれて東に灰だの輕石は持つて行かれます。強い噴火になればなる程其特徴が存して西の方には灰が降りませぬ。鹿兒島は櫻島の西である灰が降りませぬが、四五日も経ちて表面の風で散ばり一分や二分降つたことがありましたけれども、噴火の盛な時は降りませぬ。淺間の噴火も同じことで、上田とか長野とかには強い噴火ならば灰が降りませぬ。強い噴火ならば東に行くので西に來ないが、上の方になると西や他の方面にも參ります。噴火しましてどう云ふことが恐からうかと考へて見ますと灰や何か降りましても人には毒ではない、噴火の灰と申しますものは燐岩の粉でございます。木などが燃へて灰になると違つて燐岩の粉であります。其中に亞硫酸瓦斯を吸収して居ります。それ故に天氣の悪い時に

噴火しますれば、灰の中に含んで居る亜硫酸瓦斯と雨の水と一緒にたつて硫酸になります。それが花が咲いて居ります時ですと穀物に害を與へる。又養蠶の時分に桑の葉に當ると容易に取れませぬから、其儘で蠶に與へなければならぬ、尤も淺間が噴火しても信州には降りませぬ、輕井澤から向ふには行きますが、外には降りませぬ。其代りに飛彈と信州の間の焼ヶ岳が噴火すれば、諏訪、松本の方に灰が降りますから、小さな動物などは弱ります。田甫や川に落ちると其爲めに魚が死ぬ、小さい動物や魚は死にますが、人には何にも害はありません。極く薄い硫酸の氣がある位であります。

それから毒瓦斯が出ますれば困りますが、毒瓦斯と申しますものは非常に熱くなつた灰が流れたやうになりましたそれが山の急な坂を落ちて来ますと、それに襲れますと町村にある全體のものが死んで仕舞ふ。焼けた灰の化合物が落ちることがありますが、それは日本にはありません。明治三十五年の西印度マルノチツクの噴火などは著しくさう云ふことがありて、又明治四十四年馬尼刺にもタームと云ふ

ぬ、故にどんな強い噴火があつても、二里も離れて居るやうな輕井澤迄も来るやうなことはない、唯えらい勢ひで噴き上げる、中には輕石も重い石も持つて居りますがそれが落ちることがありますが、直接に落ちることはありませぬ。

そんな譯で、峽岩が容易に流れ出る云ふ譯でありますぬが、櫻島からは出ましたが、淺間にも伊豆の大島にも内にはありますが、外に燐岩が流れ出る迄になつて居りませぬ。燐岩が流れ出してもさう怖いものではありませんが日本では櫻島にしても、淺間にしても、燐岩性を有つて居る火山はない、櫻島では多量な燐岩を出しましたけれどもそれでも一里半か二里半位で止つて仕舞つて、遠方に流れませぬ布哇の火山などであると、相當に流動性を有つて居つて、五十哩か六十哩は流れる、さう云ふのは非常に早く流れるとがありますけれども、日本の燐岩は櫻島でも淺間でも直ぐに固まつて仕舞つて、燐岩が来ると行つてもさう遠方まで行きませぬし、村落迄は多く来ませぬし、さう損害の恐しい者でもないのです。そんな具合に、普通の

山にさう云ふ噴火があつましたが、日本には古來歴史を調べて見ましても、さう云ふ厭なことはありません。それは燐岩の性質に依るのでありますが、日本ではさう云ふ危険な、焼けた火山の煙が流れたやうなものを押出し、又非常な毒瓦斯を押し出すと云ふことはないと思はれます。

◇熔岩は恐るべきものでない

それから山が噴火して岩石を吹き飛ばし、それに當つては大變だと云ふ心配がありますが、そんなことはありません。近頃日本に非常に澤山噴火があつましたが、爆發的噴火は淺間であります。遠く迄ドーンと聞えたことが四五回あります。仙臺宮城縣、秋田縣までも淺間の噴火が聞えしました。石川縣、滋賀縣邊迄も聞えますけれども、噴火口の側に行きますと、五間も七間もありますやうな燐岩が落ちて居ります。噴出しますと眞赤に焼けて居ります、それが十丁も遠くに落ちてますと、樹木のあります所ならばそれを焼きます。随分ひどい勢力のものでありますけれども、それでも燐寸の箱位の大きさで、人に當つて痛いやうなもの

場合には山が破裂すると云つても恐しいことはありませぬ恐しいのは淺間のやうな山が久しく休んで居つて、上の噴火口に三四尺の大きな穴がありますけれども、それが五百年も百年も噴火がありませんで、埋没すると云ふことがありますが、それは容易にあることではありません。普通の噴火などでは、調べて見れば怖いものでないと云ふことが分りますが、それに付ては其山の習慣があります。それは噴火する迄にはどう云ふ前兆があるか、噴火になつてもどう云ふ風に現象が進歩して行くか、それは習慣が山に依つて違つて居ります。櫻島は櫻島で、淺間は淺間で、さう云ふことは歴史的に噴火に對する山の習慣をよく調べて置くことが必要であります。

「文明はよろめてゐる」と悲觀論者は曰ふ。「然し、それは脇目もふらず前方へよろめて行く」と樂觀論者は元氣に答へる、

——ポストン、トランスクリプト——



常識の泉

△工場能率及浪費
時間の研究

社会局技師 古瀬 安俊

時間別生産量を測定し、之に依りて生産量の時間的變化及疲労分布の状況並に能率に影響する外因、及び損失時間の量、及び節約し得べき損失時間を算定して、労働時間制定及び能率増進の資料を得る爲に、丸山農商務省技師外十一名の助手で、四十名の職工、八十臺の機械に就いて、時間別生産量、温度湿度、照光度、炭酸量等を實測し、且つ「アルドン」氏に依つて疲労試験などを行つた、此中で生産量、浪費時

間、照明、温度湿度の關係だけを左に掲載する。

一、各種織物の能率比較——

- 日の平均能率は左の通りである。
- 羽二重熟練工九〇% 錦紗縮緬普通工八一%
- 同普通工八〇% 絹縮普通工七六%
- 錦紗縮緬熟練工八八% 佛蘭西縮緬普通工六五%

而して一日中に於ける各時間別能率の變化は、朝の最初の一時間の能率は極めて低く、第二時間目から相當の率に上つて、第三時間目には更に上つて、第四時間目に到ると多くは少しく低落するが、第五時間目即ち晝食休憩時間前の一時間に於て一日中の最高能率となる。午後の第一時間目は少

しく能率下り、第二時間目に急に上昇して一日中に於ける第二位の高率を示すのである。其餘が第三時間目に及んで相當の能率を保つて共、第四時間目には明かに下落する。又最後の一時間にになると午前中に於ける最後の一時間と同様に、再び能率が上るけれども、其上昇の程度は必ずしも高くない。

是等の状況から觀察すると、四時間以上の連続作業は多少困難ある様に思はれる。さうして五時間の連続作業は恐らくはマキシマムであらう。又十時間目に著しく能率の低落することを考へると、十一時間作業を十時間作業とした方が却て職工の爲にも亦資本家の爲めにも有利である様に推察せらる。

二、日別生産能率——十日間の試験

中、初めの二日間を除いて(準備の爲に)後の八日間の成績を見るに、第四日目に到つて全職工が著るしく能率を下した。次の第五日目は之に反して全體として著しく高率となつた。此關係を相關値を求めて考察す

△日本人の要求する
カロリーの研究

栄養研究所技師 高比良 英雄

實驗材料になつた人 この實驗は男七十三人女四十三人でその職業別は男の方では巡查教員、車掌、運轉手、理髮師、職工、學者、事務員、労働者、商人等で女の方は女教育、女事務員、女労働者の三種であつた。

實驗用のカロリーメーター

そこで以上の人々を實驗する爲に使つたカロリーメーターであるが、機械の真不真はその成績に重大な關係があるので、一昨年佐伯 長が渡米した際に、米國カーネギー研究所のベネディクト博士に相談して、同博士の造つた優秀なレスピレリシジョン・アパラタス呼吸測定装置を購入してこれを日本で組立てたものである。この機械は世界に五臺あるだけであつて、それと日本と米國とにあるばかりで、英佛獨の學者が日本に來た時に、研究所を參觀して非常に驚歎した程のもので

る。査し當日の湿度の影響に負ふ所が大なる可しと推定される。何故なれば 第四日目は八日間で最低の湿度を一日中示して而かも湿度は比較的高かつたのである。之に反して第五日目には湿度も比較的高くして一日中の變化も亦少かつたのみでなく

湿度は八〇%以上を常に示して居た日であつた。斯くて其地方の二十五ヶ年の平均湿度を見るに、一ヶ年中三ヶ月を除いた他の九ヶ月は湿度は常に八〇%以上を示して居る土地である。これ此地方に特に羽二重工場が顯著に發達した所以かと思はれる。

別言せば此地方の工場は天恵の下に作業しつゝあるので、何れは自然を制せんとする人間は人工的に工場に必要な温度湿度を自ら保持するやうになるであらうが、目下の所では斯かる天恵に依頼して生産せられる状況である。要するに將來に更に一段の改良工夫が必要であらう。

三、照光度

——呪燭光計を使用して測定した成績は、米國其他、國に於ける標準照光度に比較して著しく劣つて居る。そこで特に新に電球數種を使用して照光度

ある。機械だけ優秀でもその使用法が完全でなければ完全な成績を挙げられぬので、高比良技師はこの機械の使用法を研究する爲に渡米して、親しくベネディクト博士の指導を受けて歸つたので、その實驗方法は、米國に於ける實驗と大差がない。

此機械の特長 このレスピロメーション、アパラタスの特長は、機械の外部分から機械内の人の心臓の鼓動を聞くことの出来る聽診器が付いて居ること、呼吸数を計るマルメーターが付いて居ること、特殊のベツト装置になつて少しでも機械内で動けば直ぐにスプリングに依り記表器に感じ記表するやうになつて居ること等である。尙この機械の完全なりや否やはいろ／＼の對照試験を行つて確めた。其一としてアルコールを機械内で燃焼する試験の如きは、米國に於ける該試験と略は一致するを得た。されば大體に於て機械は完全なるものと見て差支ない。

實驗の準備と方法 斯の實驗に際しては十二時間乃至十五時間の安静を必要とする然らざれば完全に基礎カロリーのを知ること

試驗に於ては此關係を明確にすることが出来なかつたけれども、月經時のものは一名もなかつた。それから女事務員は全部未婚者であつた。何れ月經とカロリーのとの關係を研究する機会があること、信ずる。

其の成績 日本人の男子の平均基礎カロリー、一時間、一平方メーターの表面積に要求するカロリーの量(安静時)は三七、三〇カロリーの、女子は三三、八八カロリーの云ふ事が決定された。女子は男子に比して九%丈の要求カロリーの低いことになる。米國のゲヌボイス氏の實驗に依ると男子と女子との差は七%であるから先づ大差ないと見て宜からうと思ふ。唯女子の實驗に於て女事務員の呼吸器が喉が高過ぎる様に思はれるのは實驗した時が非常に寒い時であつた爲に多少器械の中で動揺した時ではないかと思はれるが、それとても僅少の誤謬に過ぎない。然しこれは他日實驗を補證しなければならぬと思つて居る。それから逡宜の成績が高いのは柔道・擊劍の有段者が多く、體格が殊に優秀であつたので、基礎カロリーの幾らか高くなつたのであるまいか

が出来ない。即ち實驗する人をその前日研究所に招き、夕飯には試験食を與へ、温浴させて夜、一夜を安静に眠らせ、翌朝七時から九時までの二時間を機械内に静臥させて試験するのである。この際少しでも動いたり精神を使つたりすればカロリーの要求量が増加するので完全な試験が得られないどの位動いたかといふことは記表されることになつて居るから直ぐに分明する。

基礎カロリーの 然らば基礎カロリーのとは何かといふに、人の身體の要求する最少カロリーのである。即ち日本人の男女が安静時に於ける一平方メーターの表面積に一時間幾何の最少カロリーの要求するかと、いふことを知らんとするのである。然るにその最少カロリーの作業の状態・精神作用の状態・摂取食品の状態に依っている／＼變化があるこのエキストラカロリーの適當カロリーの算出されるのである。如斯研究は多くの實驗を積んで其變化や活動の法則を見出すものであるから、却々一朝一夕に爲し得べきでない。

體重と表面積 従來は體重を基礎として適當カロリーの基礎カロリーの決定に依り算出することになる。それは何れ更めて發表する機会があると思ふ。

△立業時に於ける好適作業面の高さ

大阪市立衛 野村禎一氏談
生試驗所

日本人の體格と作業能率に關しての科學的測定より我日本人は幾何高さの作業臺を使用する時に於て各人が最大の能率を發揮し得べきや其平均値は幾何なりやの問題を解決せねばならぬとして遂に此疑問を解決したのである。

健康なる我國成年男子(年齢二十歳乃至五十歳、大阪市電鐵従業員)六百二十七人に就き悉く其身長を測定し、其内三百五人にして種々なる高さ即ちスプリング附エルゴグラフを把持する手掌までの高さが(作業面の高さを標準とせり)二尺五寸、二尺六寸、二尺七寸、二尺八寸、二尺九寸、三尺一尺一寸、三尺二寸、三尺三寸、三尺四寸となるやうに作業臺の高さを加減し、上

カロリーの算出したけれども、體重とカロリーの關係を基礎とすることは誤りが多ので、目今では一平方メーターの表面積で幾何のカロリーの要するかと、いふことを基礎とする。表面積の算出法は、
 $A = W 0.435 \times H 0.725 \times C$
{A=表面積(平方メートル)W
{=體重(キログラム)
{H=身長(メートル)C
{=指數(1.84)

に従て居る目下研究所で新しい簡易な方式を研究中であるから遠からず、簡易に算出されるに至るであらう。カロリーの體重・年齢・職業別・身長・表面積・氣候・攝取食品等と關係があるが、表面積は最も密接な關係がある。それから肥満したものよりも瘦せたもの、方が表面積が廣い。年齢では五歳から二十歳迄はズツとカロリーの量が増加して行くけれど、二十から五十歳迄は稀々減少するやうな傾向がある。

女子にありて月經とカロリーの關係する。即ち月經前期・月經時・月經後期に於ては夫々カロリーの要求量を異にする。這回の

途の順序にてスプリング附エルゴグラフを使用して同時に左右兩手の握力を測定した。此際の際験者の姿勢は、兩足を揃へて正しく臺に向つて直立せしめ、エルゴグラフの端(作業臺の端)と一致し兩足第一趾の尖端との距離を三寸とし兩前腕を軽く臺上に横へ、毎回全力を以てエルゴグラフの把手に當らしめた。而して初回の測定から次回の測定までには、主としてモツツカ氏の研究と自己の經驗を加味して常に各二分間の間隔を置き、以て前回の疲勞を定型的に恢復せしめた。エルゴグラフを据付けた臺は、隨意に上下に伸縮せしむることを得るやうに特別の裝置を有するものを使用したのである。次に、残りの三百二十二人に就いては測定の順序を逆にして最も高さ臺より漸次低い臺に及んで同一方法を以て測定した。これは反復測定の爲に疲勞する事を顧慮したのと、測定の正確を期せんが爲である。

以上の方法で、等しき身長を有し、等しき高さに於て、最大握力を發揮し得るもの

新しく、考察すれば、最も適當なる作業面の高さは各人の身長に依りて異なるも、身長四尺九寸乃至五尺五寸九分の者に就いて各検査人員数の按分率に應じて其平均値を求めれば二尺七寸九分に二寸一分を加減したる高さの作業臺を以て最も適當とする換言すれば本検査数の範圍内にては本邦男子が直立作業を営む場合の作業臺上作業面の高さは平均二尺八寸として、之を上下に各二寸宛昇降せしめ得るものを以て最も適當と認める。尙、作業臺の高さの適不適を概括的に判定するに、各人脚の高さと比較して推定が出来るならば實際上の利便が少くあるまいといふので、我國青年男子（年齢二十歳乃至五十歳、大阪市電線部従業員）九百九名に就いて其身長と脛高とを測定した。其結果、總平均に於て、脛高から平均二寸二分を減じた高さが最大の能率を發揮す可き作業臺の高さであることと測定した。

△法律家の道徳

ジェー・イー・デベツカー

之を要するに、好適作業面は身長の高さに伴ひて増加するも、其増加率は緩徐にして直に身長増加率に正比するものでは

ない。又此増加の割合は各人の個性並に習慣の如何に應じて稍々著しき誤差を生ずるやうである。さりながら一體に於て脛高を以て其標準とし、實用上にも單に脛高より約二寸減を以て好適作業面高と看做して差支がない。（中央産業調査會報告）

法律の精神を十分に了解し正當に之を運用せば法律の職務は最も有益な且つ名譽ある職務である。法律家の根源は何千年の間に各個人が累積した智識と経験及不朽不滅の天理と結合した者である。然しながら悪く使かつて濫用せば如何に立派な法律でも誠に危険千萬な者である。さう云ふ危険が往々あるから法律家は完全に其の職務を盡す爲の正しき心を養成し人道を守り、公正な精神を守らねばなりません。此の目的を達する一番の近道は道徳の教を座右の銘とすることである。法律家は能く法律の學問を修めなければならぬ事は勿論であるが

法律の學問のみでは不十分でございます。若し社會の爲め立派な働をする法律家にならうとすれば正義を重んずる心の養成をなくてはなりません。善良な法律家は第一真心に従つて依頼者に對し誠實に業務を執り總て爲す事に付法律及道徳の高尚なる理想を維持するが必要にして複雑なる社會に於て、法律家は道を過らぬ爲め迷の世の中に精神上 羅針盤とし道徳の原理を研究し是非曲直の標準を示さねばなりません。法律家の義務は唯連戰連戰的に事件に勝つ許りでなく、法律家の神聖な職務は裁判所を助け事件の審理を進めるにある。法律家は何處までも忠實に此の職務を盡す義務がある。故意に裁判所を欺き人を以て列事を瞞着させることは極惡の罪である。何故なれば列事を迷せたられば正義を維持することが出来なくなつて最後には一般の風紀を紊すのである。

イェー・リン博士は『法律の目的は平和である』と裁判所の存在の理由は社會の平和を保護するやう絶對なく働か爲である人間の争は法律を以て解決しなければ腕力に

依る外はありません。吾國に於て道徳と正義を維持することが出来なければ財産權も努力の果實も自由も生命も保護することが出来ません。依て司法行政の制度は社會の變遷文明の進歩と足並を揃へ進行せねばなりません。要するに良民たる法律家は常に法曹界の名譽と威嚴を維持する德義上の義務を盡さねばならぬのみならず、更に進んで出来るだけ法律の運用、及司法を完全に

壓力法による薬品の注入が木材に鹽類を累積せしむるに最も効果があつて、薬品は亞鉛化アンモニア燐酸鹽及び燐酸鹽と樹砂の混合物が最も有効であつた。其他亞鉛マゲネシウム、鹽化カルシウム、硫化カルシウム、シアン化ツリウム等を注入した物はすべて攝氏三百度以上の熱に堪える力を持つてゐた。

△活動寫眞に伴ふ犯罪數減少

フキルム熱物典に於てこれに伴うて起る犯罪の類々たるにより、向後の傾向に就いても一部人士は憂慮してゐたが、事實は之を裏切り、年々此の種犯罪の減少を見るに至つた。最近關係當局の調査に係る昨年度大阪府内に於ける活動寫眞に關せる犯罪に就いてこれを見るに、

又男女説明者間又は説明者と觀客間の風紀上の罪では私通が五件あつただけで姦通も誘拐もなかつた。更に活動寫眞に起因したものと認めらるる、犯罪其他に就いて見ると、

△木材に耐火力を帯ばせる最有効法

木材に耐火力を帯ばせるためには、種々の薬品の注入が行はれてゐるが、其注入法及び薬品に就て英領コロロンビヤ大學の研究せるところは次の如くである、真空法及び

寫眞館内に於ける ▲刑事訴訟に屬するものが合計一四九で、その内拘捕一八九、竊盜二五、遺失物横領四、猥褻行為一、▲行政處分に屬するものでは猥褻行為に

寫眞其物の感化に依るものは傷害、詐欺、恐喝各一、強竊盜各二、横領四で惡戯が三八、これを一昨年に比較すれば甚しき減少である。

▲次に寫眞を觀たために罪を犯した者は竊盜一八四、詐欺四、横領の六は何れも前年に比し餘程少くなつてゐる。

行刑統計

大正十二年五月中入出監並月末在監人員 (△、減)

受刑者	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前月比較	前年比較
刑事被告人	四、五八	二、九九	二、九九	四〇、五八	四、五八	△	△
勞役場留置者	三、〇一〇	二、五六	二、六九	二、九七	三、〇〇	△	△
兒	一六	一八	一七	一三	一六	△	△
總計	四、四三	五、三〇	五、四九	四、二四	四、四三	△	△
男	四、四三	五、三〇	五、四九	四、二四	四、四三	△	△
女	一、三五	二、七〇	二、八	一、三四	一、三五	△	△
計	四、七八	五、六〇	五、七八	四、五八	四、七八	△	△

備考
 內朝鮮人受刑者男二八三人、女二人、刑事被告人男二九人、女一人、支那受刑者男五〇人、刑事被告人二二人、露人受刑者男二人、伊人受刑者男一人、葡人受刑者男一人アリ



叙任

任看守長五十三圓給與命福井刑務所勤務 依願免本官
 保健技師 多田隈健雄(三池) 大分教誨師 石津 蓮仁(大分)
 任保健技師九級俸下賜命三池刑務所勤務 任教誨師十二級俸下賜命大分刑務所勤務
 看守長 松田 正(豐多摩) 看守 井川 信一(山口)
 任看守長五十三圓給與命山口刑務所勤務
 任看守長兼司法屬給六級俸命行刑局勤務 判事 吉田 津(久留米)

任司法屬給七級俸命行刑局勤務 看守長 李田和太郎(小倉) 任司法屬給七級俸命行刑局勤務
 看守長 菅原 蒸作(浦和) 命豐多摩刑務所勤務
 月俸六十圓給與 看守長 小崎 房吉(千葉) 補山形刑務所長心得
 高松保健技師 松田嘉一郎(高松) 補八日市場刑務所支所長 典獄補 高野直四郎(岡崎)
 任保健技師十級俸下賜命旭川刑務所勤務 看守 田部繁太郎(前橋) 補札幌刑務所長心得
 任看守長五十七圓給與命福井刑務所勤務 看守 飯田 忠直(富山) 任看守長五十三圓給與命浦和刑務所勤務 典獄補 鈴木 正親(札幌)
 看守長 境 外次郎(上田) 任看守長給八級俸命市ヶ谷刑務所勤務 看守 久保田覺治(市ヶ谷) 補岡崎刑務所長心得
 任長野刑務所飯田支所長 看守 水野 兼吉(名古屋) 任看守長四十七圓給與命松江刑務所勤務 看守 山田直次郎(岡山)
 任看守長給八級俸命長野刑務所勤務 看守長 野崎 長雄(高知) 任看守長給八級俸命市ヶ谷刑務所勤務 看守 山崎 千吉(金澤)
 命京都刑務所勤務 看守長 長谷川清十郎(福井) 給四級俸死亡 休職典獄 岡林 清直
 命高知刑務所勤務 看守長 依願典獄 岡林 清直

任教師十一級俸下賜命水戸刑務所勤務

看守長 東方 政雄(松江)

依願免本官 看守長 菲澤 雅雄(飯田)

給五級俸死亡 看守長 長谷川源作(長野)

補長野刑務所上田支所長 看守長 町田徳次郎

任關東廳典獄補五級俸下賜 看守長 渡部友次郎

依願免本官 關東廳典獄 三谷 貞吉

勅令・通牒

○勅令第二百九十號

(大正十二年六月五日)

關東廳監獄官制中左ノ通改正ス

第一條ノ二 關東長官ハ必要ト認ムルトキ

ハ分監ヲ置クコトヲ得

第二條 中「典獄、奏任」ヲ「典獄一人奏任

ニ「五人」ヲ「六人」ニ改ム

第三條 典獄ハ監獄ノ長ト爲リ關東長官ノ

指揮監督ヲ承ケ事務ヲ掌理シ部下ノ職員

ヲ指揮監督ス

第四條 典獄補ハ分監ノ長ト爲リ典獄ノ指

揮ヲ承ケ分監ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員

ヲ指揮監督ス

第五條 典獄又ハ典獄補事故アルトキハ上

席ノ看守長其ノ職務ヲ代理ス

第六條 看守長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ

事務ニ従事シ看守及女監取締ヲ指揮監督

ス

第七條 翻譯生ハ上官ノ指揮ヲ受ケ通牒續

譯ニ従事ス

第八條 第二條ニ掲ケタル職員ノ外監獄ニ

保健技師、保健技手、教師、看守及女監

取締ヲ置ク

其ノ定員及職務ニ關スル規定ハ關東長

官之ヲ定ム

保健技師ハ奏任官ノ待遇トシ教師師ハ

奏任官又ハ判任官ノ待遇トシ保健技手

看守及女監取締ハ判任官待遇トス

第九條 監獄職員ニシテ奏任官ノ待遇ヲ受

クル者ノ任免ノ奏薦及宣行ハ奏任官ノ例

ニ依リ、判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ任免

ハ監獄ノ長之ヲ行フ

附 則

十號奏任文官特別任用令抄録

左ニ掲ケル奏任文官ハ五年以上判任以上

ノ官ニ在職シテ行政事務ニ従事シ判任官

五級俸以上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨリ高等

試験委員ノ證銜ヲ經テ之ヲ任用スルコト

ヲ得(左記略ス)

○勅令第二百九十四號

(大正十二年六月五日)

第一條 關東廳ノ巡查、看守及女監取締ノ

任用ニ關スル規定ハ關東長官之ヲ定ム

明治四十一年十月三十一日(公布)勅令

第二百七十四號關東廳監獄官制抄録

第二條 監獄ニ左ノ職員ヲ置ク

典獄 奏任

看守長 專任 五人 判任

翻譯生 專任 一人 判任

第三條 典獄ハ關東長官ノ命ヲ受ケ監獄事

務ヲ掌理ス

第四條 看守長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ

戒護及庶務ニ従事シ部下ノ看守ヲ指揮監

督ス

第五條 監獄醫ハ上官ノ指揮ヲ受ケ醫務ニ

従事ス

第六條 翻譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通

辯ニ従事ス

第七條 監獄ニ看守ヲ置ク判任官ノ待遇ト

ス

看守ノ定員ハ關東長官之ヲ定ム

○勅令二百九十一號

(大正十二年六月五日)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十六條中「關東廳法院通譯官」ヲ次ニ「關

東廳典獄補」ヲ加フ

附 則

締以外ノ判任官ノ待遇ヲ受ケタル者ニハ本

俸ノ十分ノ八以内ノ在勤手當ヲ支給ス但

シ本俸月額七十五圓以下ノ者ニハ月額七

十四圓迄ヲ支給スルコトヲ得

第四條 關東廳ノ巡查、看守及、女監取締

ニハ被服及屬具ヲ支給シ又ハ貸與ス但シ

必要ニ應ジ其ノ全部又ハ一部ニ對シ代價

ヲ以テ支給スルコトヲ得

第五條 關東廳ノ巡查、看守及女監取締ニ

ハ巡查看守療治料給助料及申祭料給與令

ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百九十三號

(大正十二年六月五日)

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「關東廳典獄」次ニ「關東廳典獄補」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年五月十五日(公布)勅令第二百九

十五號

關令通牒

大正九年五月十五日(公布)勅令第二百九

十五號

關令通牒

大正九年五月十五日(公布)勅令第二百九

訓令通牒

關東廳典獄典獄補看守長及看守ノ制服及提燈徽章ニ關シテハ明治二十九年勅令第三百六十六號、明治四十二年勅令第七十號及同年勅令第七十一號ヲ準用ス

關東長官ハ防寒又ハ防水ノ爲必要アル場合ニ於テハ特種ノ外套ヲ著用セシムルコトヲ得、

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ當分ノ内從前ノ制服ヲ著用セシムルコトヲ得
明治三十九年勅令第二百七十七號ハ之ヲ廢止ス

【參照】

明治二十九年十一月二十四日公布勅令第三百六十六號ハ典獄看守長制服制並提燈徽章ノ件、同四十二年（六月二十六日公布勅令第三百七十號ハ典獄看守長略服ノ件同年同月同日公布勅令第三百七十一號ハ看守服制ノ件、同三十九年十月二十四日公布勅令第二百七十七號ハ關東廳典獄監吏及看守服制並提燈徽章ノ件ナリ

司法部行甲第八三三號

(大正十二年六月九日)
司法大臣
刑務所

患者應急治療ノ爲備藥箱ヲ設ケ其ノ内容及取扱手續ヲ左ノ通定ス
右訓令ス

備藥箱 內容品

品目	數稱	員	數	品目	數稱	員	數
體溫計	箇		三	鑄子	箇		二
消毒盤	同		一	卷綿子	本		一
膿盤	同		一	塗布用筆	同		二
膏藥	同		一	鉄挺	挺		一
藥劑							
解熱散	包		一〇〇	健胃散	包		一〇〇
整腸散	同		一〇〇	酒精	瓦		二〇〇
沃丁	瓦		一〇〇	石炭酸水	同		二〇〇
硼酸水	同		四五〇	オキシフル	同		五〇
硼膏	同		一〇〇	亞潔	同		一〇〇
ピツク硬膏	枚		一	亞潔	同		一〇〇
				亞潔	同		二〇〇

消 耗 品	數	稱	員	數
油	一	卷		四
紙	一	軸		四
消毒カミゼ	瓦	一〇〇		〇
絆創膏	枚	一		〇
一投藥瓶	箇			五

本表中器械類ヲ除キ藥劑及消耗品ニアリテハ其ノ數量ハ適宜増減スルコトヲ得

藥劑名

(一)

解熱散 (アセチルサルチル酸カフエイン) 〇〇、五瓦

(二)

健胃散 (重炭酸ナトリウム) 〇、二〇

(三)

整腸散 (次硝酸着鉛) 〇、二〇

(四)

酒精

(五)

沃丁 (沃度加里) 一〇、七〇

(六)

石炭酸水

(七)

硼酸水 (淨水) 一〇、〇〇

(八)

オキシフル

(九)

硼膏 (硼酸細末) 八、〇〇

(十)

ピツク硬膏

(十一)

亞潔

(十二)

亞潔

(十三)

亞潔

(十四)

亞潔

使用スルコト

(一) 亞潔散 (亞鉛華) 〇〇、五瓦

(二) 以上ノ割合ニ混和シタルモノヲ適宜使用スルコト

(三) ビツク硬膏

(四) 第四改正日本藥局方ニ依ルモノヲ使用スルコト

(五) 備藥箱ニハ鎖鑰ヲ施スコト

(六) 一、備藥箱ニハ鎖鑰ヲ施スコト

(七) 二、保健助手ハ內容品ニ付隨時醫務掛ヨリ交付ヲ受ケ之ヲ補充スルコト

(八) 三、內服藥ハ同時ニ一日量ヲ超エテ投與セザルコト

(九) 四、備藥箱ハ之ヲ一個トシ必要ニ應ジ所內各所ニ携行シ得ルコト

(十) 五、備藥箱ノ數ヲ増減シ又ハ其ノ內容品目ヲ増減變更スルノ必要アルトキハ事由ヲ具シ認可ヲ受ケルコト

(十一) 第四改正日本藥局方ニ依ルモノヲ使用スルコト

(十二) 以上ノ割合ニ混和シタルモノヲ適宜使用スルコト

(十三) 一、備藥箱ニハ鎖鑰ヲ施スコト

(十四) 二、保健助手ハ內容品ニ付隨時醫務掛ヨリ交付ヲ受ケ之ヲ補充スルコト

(十五) 三、內服藥ハ同時ニ一日量ヲ超エテ投與セザルコト

(十六) 四、備藥箱ハ之ヲ一個トシ必要ニ應ジ所內各所ニ携行シ得ルコト

(十七) 五、備藥箱ノ數ヲ増減シ又ハ其ノ內容品目ヲ増減變更スルノ必要アルトキハ事由ヲ具シ認可ヲ受ケルコト

勅令通牒

六、備藥箱內容品ノ受拂及備藥投與ハ左記様式ノ帳簿ニ依テ整理スルコト

備藥箱內容品受拂簿		年月日	請	要	受	拂	殘

- 一、本簿ハ品目毎ニ口数ヲ設ケ受拂ノ都度記入ヲ爲スヘシ
 二、本簿ハ品目毎ニ口数ヲ附スヘシ
 三、本簿ハ少クとも一週間ニ一回醫務主任トノ檢閲ヲ受クヘシ
 四、本簿ハ丙部記録トス

備藥投與簿

年月日	主	訴	品	種	名	數	量	稱	呼	番	氏	名	備	考

記 載 例

- 一、本簿ハ各房醫又ハ工場別ニ備フルコトヲ得
 二、男醫工場醫ヲ看守ハ女醫取締ハ主訴、稱呼番號氏名欄ノ記入ヲ爲シタル上本簿ヲ保健助手ニ提出スヘシ
 三、保健助手備藥ヲ投與シタル場合ニ於テハ品種名及數量欄ニ記入ヲ爲シ投與セサル場合ニ於テハ其事由ヲ備考欄ニ記入スヘシ
 四、本簿ハ少クとも一週間ニ一回醫務主任ノ檢閲ヲ受クヘシ
 五、本簿ハ丙部記録トス

司法省 行刑局 行甲第八三三號

(大正十二年六月九日)

司法省 行刑局長

刑務所長宛

備藥助手及備藥箱設置ノ件ニ關シ
 醫師其他ニ關スル注意ノ件通牒
 標記ノ件ニ關シテハ關係訓令ノ示ス所ニ依リ既ニ其ノ趣旨ヲ諒解セラレ候儀トハ思料致候得共尙ホ此ノ際醫師並一般吏員收容者等ニ對シテモ貴官ヨリ大體左記事項ヲ敷衍說明シ之カ實施上相互ニ誤解ナキチ期セラレ候様致度候

左 記

一、醫師ニ對スル注意

刑務醫師ノ職務ハ刑務一般ノ衛生ニ注意シ兼テ治療ニ從事スルモノナルコトハ夙ニ了知セラレ、處ナルモ其ノ實績ヲ迪レハ今尙多ク消極的治療ノ末節ニ因ハルルノ憾アリ之レ畢竟困難ノ久シキ邊カニ其ノ面目チ一新スルノ困難ナル事情ニモ胚胎スト雖其ノ主因ハ人及設備ノ宜シキヲ得ルト否トニ係ルモノト認メ今同保健助手及備藥箱ヲ設置セラレタルニ付尙後ハ

ヲ精練セルニ付之ヲ依倚シ各自攝生ニ留意シ健康ヲ保持スルコト

司法省 行刑局 行甲第八三三號

(大正十二年六月九日)

司法省 行刑局長

刑務所長宛

備藥助手並備藥箱設置ニ關スル
 注意ノ件通牒

標記ノ件別紙ノ通訓令相成候處右ハ近時行刑施設ノ改善ニ伴ヒ醫務ノ職責モ益々重大視セラレ其ノ分擔事務モ曩日ニ倍加シ之カ周到チ期スルニ於テハ相當補助者ノ必要ヲ認メタルト一般家庭ニ於ケル日常生活ニ關スル醫療ノ趣旨ヲ參酌シタル結果ニ外ナラサレハ之カ人選及實施ニ付テハ慎重ノ注意ヲ拂ヒ先ツ其人選ニ於テモ現任部長級ヨリ物色シ若シ適任者ナキ時ハ一般看守及女監取締中成ルヘク看護學ノ心得アル者、或ハ特ニ斯ル方面ニ素養アリ又希望ヲ有シ或ハ嘗テ陸海軍等ニ於テ衛生事務ニ關與セシ者等ヲ選拔シ之ニ部長ヲ命セラレ度而シテ其ノ日常ノ執務ニ當リテハ職務規程ノ命ス

勅令通牒

從來ノ消極的治療ニ止マラス診察ニ付最善ノ處置ヲ講スルト共ニ拘禁生活ニ伴フ被服食糧建築作業等況ク刑務保健ニ關スル細大ノ事項ハ各方面ヨリ之ヲ觀察研究シ遺憾ナキチ期スルト共ニ其ノ補助者タル助手ニ對シテハ朝夕監督指導ヲ怠ラズ積極的ニ保健衛生ノ充實ヲ企圖シ尙ホ備藥箱ハ一般家庭ニ於ケル日常生活ニ關スル醫療ニ相當スルモノニシテ之カ爲ニ毫モ醫師ノ職責ヲ輕減セルモノニ非ス寧ロ從前ニ比シ實績ヲ擧ケ度趣旨ニ付尙一層奮勵ヲ望ムコト

二、一般吏員ニ對スル注意

收容者中眞ニ罹患病苦ヲ訴フルモノニ對シテハ速ニ醫師ノ診察ニ委スルノ處置ヲ講スヘク反之萬一詐病ヲ構ヘ病勢ヲ誇張スルモノアラハ飽迄其ノ不都合ヲ糾サ、ルヘカラス又等シク疾病ト云フモ其ノ程度ニ輕重緩急ノ差アルヲ以テ戒護者ハ常ニ醫父慈母ノ恩情ヲ以テ之カ觀察ヲナスヘク症狀ニ應ジテ夫々機宜ノ措置ヲ講シ家庭醫療ノ範圍ヲ起エサル一時的疾患又ハ不時ノ發病アリタル場合ハ保健助手及

備藥箱設置ノ趣旨ニ反セサル様有効且適切ニ之カ利用チ期スルコト

三、收容者ニ對スル注意

當局ハ眞實疾病ニ苦惱セル者ニ對シテハ努メテ完全ナル診療ヲ加ヘテ迅速ニ恢復セシメ以テ行刑ノ目的ヲ完了セントス然ルニ從來ノ受診者ヲ見ルニ其ノ病狀ニ於テ家庭醫療ノ範圍ニ屬スルモノ例ヘハ風邪、腹痛、頭痛一時ノ眩暈等ノ如キモノ著シク夥多ニシテ醫師ハ是等輕微ナル多數患者ノ爲メ常ニ其ノ大半ノ精力ヲ奪ハレ眞ニ診療ヲ加フヘキ程度ノ罹病者ニ對シ充分ノ措置ヲ講スルノ速ナキ不辛チ招致スル虞アリ今後ハ宜シク過去ノ實績ニ鑑ミ一般社會ニ於テ醫師ノ診察ヲ受ケル程度ノ疾病ニ付テノ診察ヲ請フヘク其ノ程度ノ疾病ニ付テハ充分ナル診療ヲ加フヘキヲ以テ受診者ハ發病前後ノ自覺的症狀ニ訴ヘ醫師ニ對シ成ルヘク無益ノ手数ヲ煩ハスコトナキ様注意スヘシ今回家庭醫療ノ範圍ヲ超エサル一時的疾病又ハ不時ノ苦痛ヲ迅速ニ治療スル爲ニ標記ノ機關ヲ設ケ其ノ備藥箱ニハ各種ノ應急藥

勅令通牒

ル所ニ從ヒ常ニ補助員タルノ心得ヲ以テ醫師ヲ介補セシメラレ候様御留意相成度候殊ニ備藥箱ノ取扱ニ付テハ常ニ迅速周到過誤ナキヲ期シ成ルヘク之ニ依リテ一時ノ急ヲ救ヒ醫師ヲシテ濫リニ不必要ナル手數ヲ煩ハスコトナキ様篤ト御指導相成度尙ホ助手ノ定員ハ本支所共現實拘禁人員ノ多寡病者ノ多少等實際ノ必要ニ應シ貴官限リ適宜配置相成可然候得共本所ニ在リテハ晝間少クトモ一名ノ專任者ヲ置キ夜間ハ兼務者ヲシテ代行セシムルモ差支無之專任者ハ現在各掛事務ノ繁閑及其ノ配置看守ノ員數等ヲ適宜斟酌整理シテ之ニ充當セラレ度候モ之カ爲ニ配置上全然差違リ難キ向ニ對シテハ事情ニ依リ増員ノ詮議可相成候條其ノ際ハ詳細理由ヲ具シ上申相成度候

追テ助手ヲ部長ニ限定セルハ其ノ職責ノ重大ナルト且職務執行上往々監督作用ノ伴フヘキ場合アルヲ豫想シタル次第第二有之候又備藥箱ノ形狀ハ其ノ内一定可致見込ニ付當分ハ從前在リ來リノモノヲ用ヒ若シ無之場合ハ整理携帶ニ便宜ナル様相當製式ニ付工夫相成度候

司法省
會甲第二〇九七號

(大正十二年六月十一日)
司法大臣官房會計課長

刑務所長宛
少年刑務所長宛

依命通牒

資金前渡官吏方作業賞與金ヲ在監者ノ父母妻子等ニ送金スルニ方リ在監者ヨリ右賞與金領取證ヲ徴シ支出證明資料ニ供シ居ル向往々有之候ハ其今後ハ送金ヲ受ケタル者ノ領取證ヲ提出セシメラルヘク候

追テ送金ノ際使用セシ郵便料及書留料ノ額ハ本文領取證ノ適當ノ箇所ニ記載スルニ止メ書留受領證ハ之ヲ提出セシムルニ及ハス

司法省
行刑局行甲第八七一號

(大正十二年六月十三日)
司法省行刑局長

刑務所長宛

大正十一年六月行甲第九三三號
訓令ノ實行ニ關スル件ニ付依命

通牒

一、首題訓令中二十歲以上二十三歲未満ノ懲役初犯者準處遇ニ關スル規定ハ例外規定ナルヲ以テ是レカ適用ニ就テハ慎重審査セラル、義トハ存候ヘトモ往々訓令ノ趣旨ニ背反スル事例有之遺憾ノ義ト存候凡ソ準處遇ヲ加フルヤ否ハ全ク個別的ニ審査裁量スヘキモノナルヲ以テ具體的標準ヲ舉示スルコトハ素ヨリ困難ニ候ヘトモ要スルニ特別處遇ヲ加フルノ格段ナル必要若ハ効果アリト認ムル場合ニ限ルヘク之ニ反スル場合例ヘハ性向不良ノ者、長期刑ノ者、短期刑ノ者、癡愚者、心身發育十分ナル者、病弱者等ハ之ヲ除外スヘキモノト被思料候條之ニ依リ御取扱相成度候

二、十八歲以上二十歲未満及之ニ準スヘキ懲役初犯者ヲ普通成年設備ニ拘禁スルコトハ聊カ考慮スヘキ義ナルモ特別訓練ノ暇ナキ刑期六月以下ノ者ニ付テハ其ノ刑務所ニ於テ獨居拘禁ニ付シ若シ獨居設備ナク已ムラ得サルニ於テハ之ヲ其ノ個性ニ從ヒ雜居拘禁シ又ハ工場ニ出業セシム

勅令通牒

三、十八歲以上二十歲未満ノ懲役初犯者ハ

特別處遇ヲ爲スヘキモノナルコトハ勿論ニシテ之ヲ其ノ青年特別設備ニ移送スルト其ノ所ニ分界拘禁スルトニ因リ處遇ヲ二途ニスルノ意ニ無之候處統計報告第一表及其ノ附表ノ記載ニ依リ檢スルニ十八歲以上二十歲未満ノ懲役初犯者アルモノト史料セラルルニ拘ラス其附表中ニ全然記載ナキモノヲ抄カラス要スルニ右訓令ノ趣旨ヲ誤解セラレ居ルニアラサルヤノ疑有之候條斯カル向ハ御改メ相成度候

司法省
行刑局行甲第八八四號

(大正十二年六月十四日)
司法省行刑局長

刑務所長宛

離婚事件ニ付上告ヲ申立タル拘禁者ノ移送出廷ニ關スル件通牒

民事訴訟ノ爲召喚セララル受刑者ノ移送出廷ニ付テハ明治三十六年五月監丙第一一五九號回答ノ通身出頭ヲ要スル場合ニ限リ之ヲ許可シ訴訟代理人ニ於テ代理シ得ル場合ハ許可セサル方針ニ有之候處離婚ハ人生ノ重大事ニシテ素ヨリ財産上ノ關係保同視スルヲ得サルヤ明ナリ而シテ民事訴訟法第四百三十九條第一項ニ依リ呼出ハ訴訟代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ト雖モ事情ニヨリ訴訟代理人ヲ委任シ得サル場合ニ於テ自身出頭セサルトキハ同條第二項ニ依リ上告ヘ之ヲ取下ケタルモノト看做サレ本人ニ回復スヘカラサル不利益ヲ蒙ラシムルヲ以テ如斯場合ハ本人ノ希望ニ基キ移送出廷セシムルヲ相當ト史料セラレ候條右ニ依リ御取扱相成度候

司法省
行刑局行甲第九四七號

依命通牒

教化用活動寫眞映畫選擇標準
教化ノ目的ハ普通國民トシテノ人格及智能ヲ啓發スルニ必要ナル範圍ヲ以テ限度トシテニ高潔ナル人格幽遠ナル智能ノ完成ヲ期待スルモノニアラス而シテ刑務教化ノ原理トシテハ受刑者ニ顯ハル、惡の傾向ノ感情ノ抑壓匡正ヲ直接目的トセンヨリハ(例ヘハ因果應報ノ理ヲ表現スルモノ)寧ロ正常者ニ於テ顯ル可キ善の感情ヲ十全ニ開發扶植スルヲ眼目トナササルヘカラス從テ映畫教化ニ於テモ醜惡ナル現象ニ直面セシメテ外的ニ改善ヲ要求スルヨリモ寧ロ人世ノ讚歎ス可キ善美生活ノ齋ス暗示ニ感激シテ自己反省ヲ促スモノヲ選擇スルノ注意アルヲ要ス即チ消極的道德ヲ取材トスルヨリモ積極的道德ヲ高調スルモノヲ可トス今適當ナ

教化用活動寫眞映畫選擇標準
別紙ノ通設定相成候處當局ニ於テモ優良映畫ノ檢索及製作ニ付テハ鋭意調査中ニ有之候ハ共若シ映畫又ハ筋書ニシテ該標準ニ適合シ推薦スルニ足ルト思惟セラルルモノノ有之候節ハ筋書ヲ添ヘ製作者供給者其ノ他參考事項ヲ申報相成様致度候

司法省
行刑局行甲第九四七號

(大正十二年六月二十三日)
司法省行刑局長

刑務所長宛

大正十一年六月行甲第九三三號
訓令ノ實行ニ關スル件ニ付依命

司法省
行刑局行甲第九四七號

(大正十二年六月二十三日)
司法省行刑局長

刑務所長宛

教化用活動寫眞映畫選擇標準
定ノ件通牒

勅令通牒

リト認ムル條件ヲ智情意ニ三分類シテ舉示スレハ左ノ如シ

一、感情及意思教育

- 1 皇室尊崇ノ念ヲ誘起セシムルモノ
- 2 神佛ノ崇拜又ハ宗教心ノ涵養ニ資スルモノ
- 3 國家生活及社會生存ノ觀念ヲ涵養スルニ資スルモノ
- 4 實肉ノ愛ヲ深刻ナラシメ祖先崇拜ノ念ヲ高ムルモノ
- 5 映畫ノ積極的内容ヨリ自然ニ自己ノ罪惡ヲ反省セシムルモノ
- 6 新生活ニ對スル勇猛心ト憧憬ノ念トヲ感得セシムルモノ
- 7 友情及隣保ノ親愛ヲ高調スルモノ
- 8 家庭ヲ樂園ナリトノ念ヲ強カラシムルモノ

二、智識教育

- 1 職業教育ノ用ニ供スルモノ
- 2 地理及殖産興業の教育(殖民地ノ狀況、各國ノ國情)
- 3 歴史の教育(偉人ノ傳記)
- 4 科學上常識ヲ養成スルモノ
- 5 衛生思想ヲ普及スルモノ
- 6 國民トシテ知ルヲ要スル時事ニ關スルモノ
- 7 能率増進ニ關スルモノ
- 8 災害及危險防止ニ關スルモノ

- 13 恩義ノ思想ノ養成ニ資スルモノ
- 14 節約貯蓄ノ念ヲ鼓吹スルモノ
- 15 其ノ他人心ヲ道德的ニ興奮セシムル力アルモノ

目ヲ重視スルヲ要ス

尙不適當ナリト認メラルル事項ヲ擧ケレハ左ノ如シ

- 1 團體及社會組織ニ惡影響ヲ及ボス虞アリト認ムルモノ
- 2 人心ヲ動搖セシムル虞アリト認ムルモノ
- 3 殘忍、醜薄ナル傷害殺傷ノ如キハ虐待等ノ場面
- 4 奢侈、虛榮、投機、奸詐、冒險ノ念ヲ生起セシムル虞アリト認ムルモノ
- 5 宗教の信仰ノ否認ヲ表ハス場面
- 6 不謹慎不敬虔ナル行動及字幕(泥醉、喧嘩、無作法、亂舞、テカタン)の様子ヲ含ム
- 7 動物虐待(植物ヲ濫ニ切傷スルコトヲ含ム)
- 8 犯罪事實ノ經過ヲ表ハスモノ
- 9 犯罪ノ手段方法ヲ誘致助成スル虞アリト認ムルモノ
- 10 性慾ヲ誘起シ其他風紀良俗ヲ紊ル虞アリト認ムルモノ(姦通、私通、裸體肉體ヲ露出セルダン)ス猥ラナル振

刑務所長

期間計算ニ關スル件

右ニ關シ鳥取刑務所長ヨリ別紙甲號ノ通函含有之乙號ノ通及回答置候條此段及通牒候(別紙照會書ヲ甲號回答書ヲ乙號トシテ添付ス)

司法省 行刑局 行甲第七九五號

(大正十二年六月二日) 司法省行刑局長通牒

刑務所長宛

少年假釋放證票ニ關スル件

少年假釋放證票ヲ交付シタルトキハ假出獄取締規則及假出獄少年取締規則ニ基キ別紙書式ニ依リ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢査及少年審判所少年審判所ノ管轄區域外ノ地ニ於テハ住居ノ地ノ刑務所(但シ少年刑務所所在地ニ在リテハ少年刑務所)並司法大臣ノ指定シタル保護團體ニ通報可相成候

- 9 親愛ノ情殊ニ動物愛護又ハ自然愛ヲ強カラシムルモノ
- 10 努力生活ノ樂ヲ會得セシムルモノ
- 11 忍耐ノ精神ヲ高調スルモノ
- 12 都會集中熱ノ緩和、郷住心ノ養成(田園生活ノ趣味)
- 13 舞、家庭暴亂ノ狀況等)
- 14 自殺行爲
- 15 ラブリン(戀愛的場面)
- 16 人種差別ニ關スル場面
- 17 極端ナル社會ノ暗黒面ノ描寫
- 18 怪奇の現象ノ描寫
- 19 毒藥及麻痺藥使用ノ場面
- 20 趣旨ノ曖昧ナルモノ
- 21 其ノ他刑務所ノ紀律ヲ紊亂スルノ虞アリト認ムルモノ

二算入セス翌七月三日刑確定同日ヨリ起算執行セリ右内閣告示第九號ニ基ク休暇ノ如キハ之ヲ刑事訴訟法上ノ休暇ト認メス期間ニ算入スヘキモノト思料シ當地方裁判所檢事局ニ指揮書訂正方交渉候處期間ニ算入スヘキヤ否ニ付何等據ル可處無キテ以テ訂正シ難シトノ事ニ有之候右休暇日ハ刑事訴訟法上ノ休暇ト見做スヘキヤ

追テ同人ハ來ル七月二日刑期終了ノモノニ付至急御回示相煩度候

行丙第九八九號 (大正十二年六月二十六日)

鳥取刑務所長宛

時間計算ニ關スル件回答

六月二十日刑發第六一八號ヲ以テ標記ノ件御問合ノ處右ハ刑事訴訟法ノ休暇ニ該當セサルモノト御了知相成度候

追テ本件ニ付テハ大正八年七月四日刑乙第三三五八號ヲ以テ浦和監獄典獄ニ對スル刑事局長ノ回答モ有之爲念申添候

行刑局長

彙報

刑發第六一八號

(大正十二年六月二十日) 鳥取刑務所長

司法省行刑局長山岡萬之助殿 司法省刑事局長林賴三郎殿

期間計算ニ關スル議ニ付伺

目下當所ニ於テ行刑中ノ受刑者ニ大正八年六月二十六日倉吉區裁判所判決言渡懲役四年刑執行中ヨリ起算執行スヘキ處大正八年七月一日ハ内閣告示第九號ヲ以テ(平和克復ノ爲)諸官員ニ休暇ヲ賜リタルニ依リ同日ヲ刑事訴訟法第十五條ノ休暇トシテ期間

行丙第九八九號

(大正十二年六月二十六日) 行刑局長

刑務所長

鳥取刑務所長宛

時間計算ニ關スル件回答

六月二十日刑發第六一八號ヲ以テ標記ノ件御問合ノ處右ハ刑事訴訟法ノ休暇ニ該當セサルモノト御了知相成度候

追テ本件ニ付テハ大正八年七月四日刑乙第三三五八號ヲ以テ浦和監獄典獄ニ對スル刑事局長ノ回答モ有之爲念申添候

行刑局長

刑務所長

鳥取地方裁判所檢事正宛

期間計算ニ關スル件

右ニ關シ鳥取刑務所長ヨリ別紙甲號ノ通函含有之乙號ノ通及回答置候條此段及通牒候(別紙照會書ヲ甲號回答書ヲ乙號トシテ添付ス)

司法省 行刑局 行甲第七九五號

(大正十二年六月二日) 司法省行刑局長通牒

刑務所長宛

少年假釋放證票ニ關スル件

少年假釋放證票ヲ交付シタルトキハ假出獄取締規則及假出獄少年取締規則ニ基キ別紙書式ニ依リ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢査及少年審判所少年審判所ノ管轄區域外ノ地ニ於テハ住居ノ地ノ刑務所(但シ少年刑務所所在地ニ在リテハ少年刑務所)並司法大臣ノ指定シタル保護團體ニ通報可相成候

勅令通牒 (別紙書式)

刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所	少年假釋放通報	原籍地	身分
不定期刑又ハ定期刑ノ刑名		釋放後ノ居住地	氏名
裁判確定ノ日期		生年月日	年 月 日生
刑終了ノ日期		居住地ニ到着ノ日	
又ハ短期應當ノ日期		執行濟期間	
長期應當ノ日期		假釋放期間	
假釋放許可ノ日期		何刑務所長	氏名 團
少年ハ審判所			
少年保護司又司法大臣ノ指定シタル保護團體			
備考			
右大正 年 月 日			

取扱例
備考欄ニハ左記ノ事項ヲ記載スルコト
(イ) 刑ノ始期ト短期長期應當日又ハ刑終了ノ日トノ期間カ刑期ニ相當セザルトキハ其事由ヲ明記スルコト

刑務所長宛
假出獄執行報告様式追加ノ件
(大正十二年六月二日)
司法省行刑局長通牒

明治四十四年十一月監甲第九三號監獄局長通牒ヲ以テ假出獄執行報告様式ヲ定メテ

勅令通牒

刑執行入所ノ日	大正 年 月 日
判決罪名	
刑名刑期	長期 短期
裁判所名	
確定判決日	大正 年 月 日
判決確定日	大正 年 月 日
刑期起算日	大正 年 月 日
短期應當日	大正 年 月 日
長期應當日	大正 年 月 日

レ候處少年法第十一條ニ該當スル者ニ付テハ右報告ニ左ノ一項ヲ追加ス
刑ノ執行終ルヘキ日 大正 年 月 日

司法省訓令第六號
(大正十二年六月二日)
司法大臣訓令

明治四十一年八月司法省訓令第四號身分帳簿様式中刑期三分ノ一應當月日ヲ假出獄條件期間經過ノ日ニ改メ不定期刑ノ者ニ付テハ其中段ヲ左記ノ如ク變改ス可シ

左記

刑期終了日	大正 年 月 日
假釋放條件期間經過ノ日	大正 年 月 日
刑期ニ算入スヘキ日數	
前科	

取扱例
一、假釋放ノ日及假釋放期間ハ備考欄ニ記載スヘシ
二、刑期終了ノ日ハ假釋放ヲ爲ストキ其期間ヲ計算シテ之ヲ記入シ又ハ刑終了ノ決定ヲ實行シタルトキ之ヲ記入スヘシ

會報及彙報

茶話會狀況

「凡てが新しい」と言ふ言葉で表現したら善いか四月以來(四月六日)の災厄の爲め其の復舊工事に極力勉めてゐたので)絶えてゐた例月の茶話會が六月廿三日午後三時半から修繕のノツカリと整ふた新講堂で新歸

朝者司法書記官松井和義氏の歐米視察の演題の下に開催された。
前日まで降り續いた暴風雨も晴れ渡り、梅雨期に似合はない非常な蒸し暑さであつたのに、會員はドシ〜と目白押の有様で定刻前已に緊張して雰囲気は濼んでゐた。
先づ北島理事の挨拶の以下に開會され、松井氏は徐ろに戦後に於ける獨逸の經濟狀態から社會問題へと、其の他歐洲各國の諸問題を論及され、米國では紐育市及州の刑務所の狀態を詳細且つ有益に説述され、特にシンシグ・オーバンの兩刑務所の内面觀察は著ろしく會員の興味を牽き、又參考とする所が多かつた様に見受けられた。夫故會員は蒸し返す暑さにも拘らず、始終緊張した態度で謹聽し、近來稀に見る盛會裡に午後五時半閉會を告げた。尚松井氏の講演は其の速記の校閲が濟み次第本誌に掲げる事とする。

當日の主なる出席者は左の通りである。
渡邊武直 松山爲吉 吉岡利兵衛 渡部誠一部 安松 貫 森口幸之助 瀧澤重治 島崎 健 古屋盛安 國清市

會報及彙報

大郎 金子寛吉 谷田傳次野 青木鍵
 治 佐藤金司 島 松司 田中秀實
 渡邊理一 保美駒藏 大橋福一 小倉
 平八郎 小倉義孝 藤原敬國 勝水淳
 行 藤井藤藏 野口橋平 細谷安藏
 日野了曉 島山圓諦 加藤敬榮 市川
 市太郎 西 武雄 久恒忠次郎 瀧野
 澤聖順 田中主税 秋元永吉 木下弘
 小室華雲 山口甚一 土倉是空 市川
 寅造 淺川亮策 武笠龍太郎 濱田光
 藏 藤井惠照 荒川 傳 鈴鹿寛一
 宮重彦助 今井 決 水村安久吉 土
 橋竹次郎 齊木喜太郎 島崎哲馬 村
 田輝吉 深山勝太郎 稻葉春榮 小泉
 末吉 竹内六太郎 菊島廣光 高田清
 治 中島博行 倉田每允 尾原研策
 重松招雪 本良英龍 河口英山 藤
 川慈學 竹内一雄 中條伊勢吉 高橋
 昇一郎 西岡三郎 大竹匡一 飯島藤
 作 兒玉直八 行定刑治 淺岡徳三郎
 澤田幸太郎 里 誠一 吉川桂太郎
 山内末吉 大草東三郎 扇谷典三 小
 高岩松 野手甚之助 大澤宗二 石島

奥 河野純孝 加島博一 宮田 誠

島田榮造

□第二回高級練習所

藤本慶太郎 豊島五郎治 服部安己
 長谷川鐘太郎 北野竹太郎 川村次郎
 大島市三郎 和田岩雄 津久井作司
 皆川 民 牟田初太郎 小林茂三郎
 仁科正次 山岸治雄 關 毅 楠原堯
 照 石井英吉 鈴木亦吉 出口末吉
 愛甲長藏 太田卯八 小林利吉 花村
 清一千葉 貢 宮下啓助 松山 正
 高橋福治郎 久米要造 前田政之輔
 黒木麟鹿 佐藤準治 佐藤彌市郎
 々々水原治 落合岩藏 入江藤一郎
 中瀬藏 上田茂登治 戸田作造 角田
 茂雄 宮地健次郎 一條 清 双木文
 四郎 輕部松太郎 高木安次郎 松山
 邦助 仲田 保 中村 節 江村繁太
 郎 田中金藏 菊地彦四郎 渡邊藤吉
 西原吉藏 黒岩隆五郎 本間勘吉 和
 田千松郎 大月義平二 有馬四郎助
 寺崎勝治 椎名通藏 秋山 要 大野
 數枝 岡部五郎 奥田 峻 相墨傳三
 郎 山岡萬之助 宮城長常 辻 敬助
 正木 亮 北島良吉 伊藤忠次郎
 島田榮造

第二回高級刑務官練習所は既報の如く去
 月十一日より開所せるが、入所者は左の通
 知の通りなり。

第一回刑務官練習所
 入所人名
 出原 了乘 井上 泰完
 西部 利惠 面 文雄
 豊村 敬英 大橋 大秀
 加藤 敬榮 河内 法雄
 陰山 惠昌 高木 了榮
 辻 寂園 能勢 信海
 松永 謙惠 兒玉 義蘊
 江澤 猷童 青柳 道樹

尾原 靜乘
 江澤 猷童
 井上 現秀
 細川 一嶺
 小笠 正義
 正義 山口 謹造
 片岡 淳資
 山本 鐵吉
 塚本 眞讓
 立石 重司
 楠 善孝
 赤塚源三郎
 河野 義通
 岡部 安憲
 上田定次郎
 石井 光美

會報及彙報

殊心理 工場衛生 工場管理 特殊教育
 機械學 電氣學 會計法 精神病 社會
 衛生 經濟講話 釋放者保護事業 國民
 と警察 能率増進に就て 檢察事務 裁
 判事務
 尙ほ科外として二、三、の科外講義ある豫定
 なり。又見學は今日迄に文部省主催の動力
 展覽會、小菅市谷葉鴨豊多摩刑務所、淀橋
 煙草工場、東京市中央職業紹介所瀧川學園、
 アハナ學園、葛城細民地域等を済ませり。

□刑務教誨練習所 開所式

東西兩本願寺の共同事業として企てられ
 たる「刑務教誨練習所」は七月一日午前十時
 刑務協會に於て開所式を舉行せられ司法部
 より山岡行刑局長、岩村參事官、芥川衛
 生官、刑務協會よりは北島理事、伊藤島田
 兩主事、刑務所よりは有馬、大月、寺崎、
 大野の四所長の参列あり、京都西本願寺よ
 りは長尾執行梅山齋事、東本願寺よりは金
 山教務係東上し、其他本多本願寺東京出張
 所長、朝倉淺草別院録事東京及横濱の教務
 主任等出席。

先づ長谷練習所長式辭を述べ、次で山岡
 行刑局長の訓示、岩村參事官の祝辭ありて
 式を終り。
 本所の職員、「練習生氏名」、「教科目」
 等左の如し。

(一) 職員
 刑務教誨練習所長 長谷得 靜
 理事兼主事 藤 井 惠照
 (事務) 理事 武田 慧宏
 同 同 河野 純孝
 同 同 土倉 是空
 同 同 尾原 靜乘
 同 書記 江澤 猷童

(二) 學科目
 刑事政策學 刑法總論 刑法各論 刑事訴
 訟法大要 刑罰學 行刑法規 教誨學及實
 際 刑事社會學 刑事心理學 個性鑑査學
 少年保護 釋放者保護 警察制度 社會政
 策 刑務教育 作業心理 精神病學 統計
 現代教育思潮 社會教育 現代思潮批
 判 現代文藝批判 經濟政策 勞資問題
 科外講義

(三) 名譽會員推薦
 左記野口謹造氏外十五名の諸氏は多年刑
 務所長に在職中本會の地方部長として就任
 せられ功勞不尠に付き謝意を表する爲め置
 されつる。

第一回刑務官練習所
 入所人名
 出原 了乘 井上 泰完
 西部 利惠 面 文雄
 豊村 敬英 大橋 大秀
 加藤 敬榮 河内 法雄
 陰山 惠昌 高木 了榮
 辻 寂園 能勢 信海
 松永 謙惠 兒玉 義蘊
 江澤 猷童 青柳 道樹

贈與金

本會々則第八條第一號により、職務の爲めに死亡せる山形刑務所看守部長近藤熊吉氏の遺族に、參百八拾四圓、同第三號により須原金次郎氏外一名に對し三十三圓以下貳拾圓以上、同第四號に依り福田信正氏外一名に對し十六圓と十五圓、又第五號により安孫子代治郎氏外六十五名に對し十五圓以下五圓以上の金員を夫れ々贈與す。

寄附金

協會の事業の改善進歩會員諸君の向上發展に對し、内地及び朝鮮、臺灣、關東廳、各刑務所から基金の一部の寄附を受けたことは、業に報ぜし所なるが、奉南刑務所よりも其の旨意に贊助せられたる程左記の通り基金として寄附せられた深く感謝する所である。

奉南刑務所 九八、九一〇圓

理事更迭

野口謹造氏は多年刑務協會理事として盡忠を盡されしが、刑務所長退官とともに今回理事を辭任せらるる惜別の情に堪えない。其後任に市谷刑務所長大野敬枝氏が新任され本會の爲めに盡されることとなつた。

刑務協會役員

- | | | |
|-----|----------|-------|
| 總裁 | 司法大臣 | 岡野敬次郎 |
| 副總裁 | 司法次官 | 山内確三郎 |
| 會理 | 司法省行刑局長 | 山岡萬之助 |
| 副會長 | 司法省保護課長 | 宮城長五郎 |
| 理事 | 司法書記官 | 松井和義 |
| 同 | 同 | 辻敬助 |
| 同 | 小菅刑務所長 | 有馬四郎助 |
| 同 | 豊多摩刑務所長 | 寺崎勝治 |
| 同 | 巢鴨刑務所長 | 大月義平 |
| 同 | 市谷刑務所長 | 大野數枝 |
| 同 | 前東京地方裁判所 | 北島良吉 |
| 同 | 休職典獄補 | 伊藤忠次郎 |
| 同 | 前典獄 | 島田榮造 |

謹告

本會事業の發展に伴ひ協會内各室の配置等を改造したる結果從來御出京の會員諸君に御用立致したる宿泊室は會議室兼研究室に今春設備變更致し候に就ては自然御出京御宿泊の便宜なきに至り候條豫め此段御諒承置被下度候

刑務協會 成會

表價	廣告	料	文注	定規
六冊(稅共) 金壹圓貳拾錢	十二冊(稅共) 金貳圓四拾錢	五號活字半段 一行 金壹圓	●●御注文はすべて前金のこと 振込金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて 振込のこと、但なるべく振替を利用せられたし 口座は東京五〇五九番刑務協會とする 御注文の際は必ず送附先明記のこと 従つて轉居 の際は新舊住所を御届下されし。	明治三十二年二月廿六日第三種郵便物認可 大正十二年七月十九日印刷 納本 大正十二年七月二十日發行

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 北島良吉
印刷所 東京市神田區三崎町三丁目一番地 磯村政富
印刷所 東京市麹町區四日比谷町一番地 株式會社共榮舎
發行所 東京市四谷區左門町七十二番地 刑務協會
發行所 東京市四谷區左門町七十一番地 刑務協會
發行所 東京市四谷區左門町七十一番地 刑務協會

日 本 法 政 新 誌

第 二 十 二 卷 第 七 號

—【第 二 百 八 十 號】—

論 說

道府縣稅の研究……………	法 學 士…船田 中
支那の視察旅行を有効ならしむるには文學士…後藤朝太郎	
フツサールの現象論と法律學……………	法 學 士…船田 享三
佛蘭西の新勞働法典……………	經 濟 學 士…中丸 叶
抵當權設定登記後の所有權移轉の假登記…辯護士…橫田長次郎	
多數當事者の債權に就て(五)……………	法 學 博 士…橫田 秀雄
歐洲文藝思潮の起源(三)……………	文 學 士…大宮健太郎
犯罪人としてのマクベス及マクベス夫人(二)法學士…濱尾 四郎	
國定歴史讀本の解説(二)……………	學 習 院 教 授…依田 豊
社會政策より見たる施療制度考(三)……………	法 學 士…早田 正雄
雜纂 日本大學記事其他	

發賣所東京神田

有斐閣書店 巖松堂
清水書店 光榮館

其他著名書店

東 京 神 田 日 本 大 學 機 關 雜 誌
日 本 法 政 學 會 發 行

(定 價 一 冊 金 壹 圓 郵 稅 金 貳 錢)